

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等		執行部回答
			項目	現状・課題等	
総務部	1	県税の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法では「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その執行を停止することができる」とされている。 ・換価の猶予は、昨年は職権が10件、申請によるものが4件と相変わらず低調であり、なかなか制度が周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の執行停止はどのような場合を想定しているのか。 ・換価の猶予制度について、窓口での「猶予のお知らせ」チラシの活用や、制度の周知はどうしているのか。 ・過去に生命保険や中小企業者の売掛金等の差押えをしたケースはあるのか。 ・中小企業者の売掛金の差押えについて、売掛金には人件費なども含まれており、それを差押えするという事は事業を続けていけなくなることも考えられる。差し押さえる財産についてはどのように選択しているのか。 ・換価の猶予制度の説明を窓口で行っていると思われるが、申請の換価猶予は納税者の権利として認められていることから、もっと積極的に説明してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある」ときとは、納税者の財産につき、滞納処分を行うことによって生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態を想定している。そのため、納税者の財産や収入などを十分に調査を行い、厳正な滞納処分を行うか、滞納処分の執行停止を行うかを判断している。 ・換価の猶予制度のチラシは、県税事務所の窓口を設置し、納税相談の際にチラシを用いて説明を行っている。併せて、県庁ホームページにも掲載している。 ・県税の滞納整理にあたっては、早期納税を促すとともに、資力がありながら納付しない納税者に対しては、納期限内に納付を行った納税者との公平を欠くことのないよう、差押えなど厳正な滞納処分を行っている。その一つとして、生命保険や中小企業者における売掛金などの差押えを行っている。平成30年度の実績は生命保険が86件、中小企業者の売掛金が14件。 ・差押財産の選択にあたっては納税者の保有財産や生活又は経営状況を十分に調査した上で行っている。納税者の生活の維持や事業の継続に与える影響が少ない財産から行うこととしている。
	2	税務業務アウトソーシング推進事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税や課税業務の委託料について、どのような業務をどこに委託したのか。 ・外部委託することによって、どのような成果があったのか。 ・個人情報の管理はどうしているのか。過去に漏れたケースはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税については、自動車税管理室における自動車取得税の申告書の受付と、それに伴う現金收受などの業務を、一般財団法人九州陸運協会などに委託している。課税業務では、課税に係る業務補助として、法人二税、個人事業税及び不動産取得税について、納税通知書などの印刷から発送までの業務を印刷業者に委託している。また、法人から提出のあった法人二税の申告書について、県のシステムへの入力業務を情報サービス業者に委託している。 ・外部委託によって、これまで職員が行っていた定型業務が削減され、課税に係る調査業務や申告書の審査など、より専門性の高い業務に専念できるようになり、税務職員としての人材育成につながることも、税収の確保にも寄与している。 ・委託に際しては、納税者に関する情報は特に慎重に保護すべきであることから、徴税吏員の管理下で行わせることや、情報の目的外の使用の禁止、委託業務の再委託の禁止を徹底することに留意している。個人情報等のデータは事業者が廃棄又は消去し、その証明書を県に提出することとなり、さらに必要に応じて、その現場に立ち会うこともできることとなっている。昨年度は17万件を超える業務を委託しているが、個人情報の漏えい等は起きていない。
	3	県税、加算金の収入未済額(滞納繰越額)について	<ul style="list-style-type: none"> ・県税、加算金の収入未済額が11億6千万円あり、欠損額もかなり大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明や経済的な問題など様々な事情があると考えるが、このような滞納者こそ様々な猶予制度等の話をして、理解してもらうことが大切と考える。窓口及び徴収事務をする職員に徹底しているのか。 ・猶予制度について、国税庁の発行している猶予制度の取扱要領に猶予についての考え方が3点あるが、一番大事なものは何と考えているか。 ・法律に基づいた換価の猶予など制度を積極的に活用することによって滞納を減らすという流れを検討してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県税職員には、公平・適正な課税と徴収が求められている。一方で、納税の猶予制度等の適切な運用にあたっては、納税相談の際に、納税者の話をよく聞き、事業や生活の実態を正確に把握することが重要だと考えている。職員には税の制度の知識が不可欠であるが、知識のみにとどまらず、そうした考え方が重要であることから、県税の担当者会議や研修会等の場において、周知徹底を図っている。 ・相手をよく見て相談することはもちろんであるが、その納税者が払えるのに払わないのか、払いたくても払えないのかを相談・協議の中で見極めていくことが重要である。十分な調査を行った上で対応している。
	4	県有財産総合経営推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・売却困難財産の処分に向けた取組と、その条件整備を行うことが課題と書かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が2,174万円で決算が1,690万円ということだが、その中でも、数回入札を行っても応札者が出ない売却困難物件とは具体的にどのような物件なのか。 ・売れないからには何らかの条件が整っていないんだろうと思うが、現状と今後の売却の見通しについて何う。 ・売却財産の維持管理について、売却困難物件などその維持管理にどの程度の費用がかかったのか。 ・早期に条件整備を行うことが課題とあるが、アクセスや立地条件の悪さについて今後改善等を行っていくということか。 ・県有財産は県民の財産であり、少しでも早く利活用できるよう、今後とも適切な対応をお願いする。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に入札を実施して応札者のなかった未売却物件のほとんどが、旧県立農業高校の農場や旧職員住宅等の宅地である。これらの物件に応札者がいないのは、農場ではアクセスの悪さ、宅地では直接道路に接していない等、立地条件の悪さが理由と考えられ、売却の見通しは厳しいものがある。 ・昨年度、入札時の新聞広告を二次使用したチラシを作成し、県内の主な金融機関等に配布したところ、過去に応札のなかった物件が売却できたことから、引き続き効果的な広報に努め、売却困難物件の縮小に取り組んでいく。 ・維持管理については原則、財産を所管している部局が行っている。県有財産総合経営推進事業費で支出したものは県有財産経営室が所管している旧宿舍の草刈り等に要した経費で、平成30年度は181万7千円となっている。 ・入札にかける物件は、境界確認や登記不明地の整理などの条件を整備した上で入札を行う。ここで挙げている条件整備とは入札にかける前の段階のものであり、入札を行うために早期に環境整備をしていきたいという内容で書いている。
	5	職員の働き方改革について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の時間外勤務について、所属長の勤務命令と勤務時間管理システムとの乖離を縮小するために「業務量の平準化や業務遂行方法のアドバイスなどを実施し、さらなる意識改革や業務遂行方法の見直しを行う」としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制として一番苦労しているのが班総括や課長補佐級であり、職員の健康状況にも気を遣いながら自らの担当業務を執行している状況があると耳にする。そもそも人員が足りないのではないと思うが、人事課として部局横断的に見てどのように分析しているのか。 ・職員の定数については、業務の集中度、繁忙状態により、必要な部門へ配置しているようであるが、全体の人数は変わらない中で忙しい部門へ重点的に配置したとしても、全体として超勤実態が減っていくわけではない。超勤の実態として、パソコンで集約された稼働時間と実際の超勤命令時間との乖離がどのような実態になっているかが今後明らかになっていくと思うので、その実態を踏まえながら、必要な場合には人員増を検討してもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局職員の時間外勤務の状況は平成26年度から昨年度までの5か年平均で見ると、本庁では福祉保健部、土木建設部、生活環境部で多く、地方機関では土木建設部、福祉保健部が多い。行財政改革により職員定数の削減を行ってきたが、定数配分にあたっては、選択と集中により業務量が増加している部門について重点的に職員を配分しており、これまで少子化対策、障害者支援、児童相談所等の民生・福祉部門、地球温暖化対策、自然保護等の環境保全部門、防災部門については増員している。土木部門についても、12土木事務所体制を継続し、近年の災害発生状況を踏まえ、土木技術職員の増員を図っている。 ・今後とも、業務量を十分に勘案し、特定の職員に業務が集中することのないよう、実態に応じた定数配分に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底やICTの導入等による業務効率化を進めるなど、より一層の勤務時間の適正管理と公務効率の向上に取り組みことにより、長時間勤務の縮減及び職員の健康保持を図っていきたい。なお、平成30年4月1日時点の本県の一般行政部門における人口10万人あたりの職員数は、人口の類似する24県中12位と中位となっている。

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
総務部	6	自動車税の徴収について			<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税コンビニ収納等委託料が1,013万2,794円となっているが、1件当たりの委託料金はいくらか。 ・委託料が年々増加していると思うが、収納件数の推移はどのようになっているのか。 ・自動車税徴収強化対策事業費は554万円余りとなっている。この事業は平成29年度の自動車税自主納付促進事業費の切替え事業だと思うが、29年度決算では294万8千円余りとなっていた。どのような取組でこのような決算となったのか。 ・自動車税の納期内納付率はどのくらいか。また、自動車税の納期限を夏のボーナス時期の6月末とか7月末にすることはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納委託料は、1件当たり消費税別で55.6円である。 ・コンビニ収納件数は、平成28年度は約16万6千件、29・30年度は約16万9千件とほぼ横ばい。それに伴い、委託料も約1千万円程度で推移している。 ・自動車税徴収強化対策事業費については、29年度の自動車税自主納付促進事業費と、税務事務電算化推進事業費のうち口座振替依頼書データ処理委託を統合し、切り替えたものである。既存の事業を整理、統合したもので、主な事業内容に変更はない。取組としては、自動車税の納期内納付の広報等の啓発活動や、自動車税の納期限を過ぎても納税のない方に対して早期の納税の呼びかけを行う自動車税納税お知らせセンターの設置等を行ったものである。 ・自動車税の期限内納付率は、令和元年度で78.5%である。納期限の後ろ倒しについては、自動車税は大切な自主財源であり、140億円余りの税収となる。その額が1か月遅れて入るとなると、事業の遅れにつながるおそれ等があるため、大分県としては変更する考えはない。
	7	投票率の向上について		<ul style="list-style-type: none"> ・「明るい選挙推進事業について、「明るい選挙」という意味がよくわからない。若者の意見を聞いて投票所に花や絵を飾ったと聞いたが、そういうのが明るい選挙かなと思った。やはり選挙に来てもらわないといけない。こういうことでは手ぬるいと思う。もう少し投票率を上げる取組をやっつけていかないと大変なことになると危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方選挙費について市町村交付金等が見込みを下回ったとの不用額の説明があったが、これは県議選において無投票となった地区があったためか。 ・投票率の向上に関して、啓発事業費の説明の中に「違反のない明るい選挙の推進及び棄権防止のための啓発活動」という記載がある。この事業内容について詳細に教えていただきたい。 ・例えば子どもの頃から政治に関心を持つ、選挙の大切さを学ぶ、社会の公民だと思いが、そういうものに力を入れなければ投票率は下がる一方だと思う。そのときだけポスターを貼る、会場を飾るということではなく、根本的なところから投票率の向上に取り組むべきだと思うがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方選挙の執行経費残は、今回については県議選で無投票となった地区があったことが最も大きな要因である。 ・選挙の際の啓発事業については、ポスターコンクールや出前授業等、選挙がないときも行う常時啓発事業と、テレビ・ラジオのCMや街頭での啓発物資の配布等、選挙の直前に行う臨時啓発事業がある。投票率の向上に向けた取組はこの常時啓発事業や臨時啓発事業になってくるが、やはり大事なものは常時啓発事業だと考えている。有権者ではない小中学生にも選挙の大切さを知ってもらうため、選挙の出前授業には特に力をいれている。 ・若者の意見を取り入れて、別府市の期日前投票所の飾りつけを行った。これは若者から「投票所が堅苦しくて行きにくいのではないか」という意見が出たことを踏まえ、実験的に行ったものであり、概ね好評だったと把握している。投票率に対する危機感については、そのとおりであり、出前授業に力を入れてきている。これからも投票率の向上に向けて努力していく。
	8	女性職員のキャリア形成について		<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員のキャリア形成について、急にキャリアアップといってもなかなかできないのが現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員のキャリアアップに向けた取組を具体的に教えてほしい。 ・入庁の際などにキャリアアップの道筋を示して取組を進めてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の約4割が女性職員となっていることから、女性職員の人材育成は今後県庁の業務を進めていく上で、なくてはならない状況になっている。ただ、ライフイベントとして職場を離れざるを得ない出産や育児等があるため、意識の醸成を図る内容で若い職員を対象とした研修を実施している。また、女性交流セミナーを実施し、民間の女性で活躍している講師の話聞くことや、意見交換を行う場を設けている。さらに人事配置の工夫として、できるだけ若い時期に、予算、人事管理、事業部門などへ積極的に配置することで、職場を離れる時期があっても、復職した際に様々な業務に取り組めるようにしている。
	9	男性職員の育休について		<ul style="list-style-type: none"> ・女性だけが子育てを担うわけではない。男性が育休を取ることを義務化している民間企業もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁内にも様々な男性職員の育休制度はあると思うが、どの程度の職員が利用しているのか。 ・大企業でも育児休業の取得が進まない状況であることから、県が牽引しながら、男性も子育てに参加できる、女性もより活躍できる環境づくりに取り組んでほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業の取得者は、知事部局の昨年度の実績は6名である。男性職員が育児に積極的に参加できるように特別休暇を設けており、3日間の出産補助休暇や5日間の育児参加休暇がある。次世代育成支援対策の計画では、育児休業等や特別休暇のいずれかの完全取得を目標に掲げており、昨年度は対象となった職員の91%が完全取得した。育児休業の取得については引き続き啓発を進めていきたい。
	10	選挙における投票方法について		<ul style="list-style-type: none"> ・中津市にて、ある重度障がい者の方が大雨のため、投票所の駐車場の車から降りることができず、職員に相談したものの「投票はできない」と言われ、投票を断念したが、後日になり、このような場合は車内での投票も可能であったということで、中津市選管から当事者の方へ謝罪が行われたという事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者の投票する権利を保障するため、可能な投票方法を市町村選管に徹底し、県民に周知すべきと考えるがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事例は、職員に障がい者の投票権を可能な限り保障するという意識が欠けていたため生じた事例だと考えている。このため、まずは、投票所に対応する全ての職員が障がい者に配慮した丁寧な対応を行うよう、市町村選挙管理委員会に徹底していきたい。併せて、障がい者や高齢者が可能な投票方法について、11月に開催予定の研修会等において、市町村選挙管理委員会に対して徹底するとともに、県や市町村のホームページ等を通じて周知することとしている。なお、中津市では本事案を受けて、市報及びホームページで投票方法の周知を行っている。
11	県外転出者の投票方法について		<ul style="list-style-type: none"> ・統一地方選挙は4月に行われる。この時期は転勤や進学で県外に出る方も多いが、3か月前までに転入した方でなければその市町村では投票できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば4月に県外に転出した人方が4月末に行われる市議選などに投票する方法はあるか。 ・3月末に告示されれば県内での投票は可能だと思うが、4月に県外へ転出する場合、非常に忙しい時期でもあるし投票できない方が多いと思う。なぜこの時期にするのかという市民の声も聞いている。大分県だけでどうこうなることではないが、投票が可能な方法がないか検討してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・転出日や年齢により個人個人で異なるが、名簿に登録されるには3か月という期間が必要である。3月に進学等で転出する方については、選挙期日にもよるが、県内で投票をしてから転出することをお願いしており、教育委員会を通じて学校にもこの旨文書で依頼する等の取組を行っている。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	12	国際航空路線の誘致について	<ul style="list-style-type: none"> 今年8月の県内の韓国からの宿泊者数は、前年同月に比べ67.8%減の7,574人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県としてプロモーション活動にも限界があると思うが、観光客の回復等を目指して国に対してどのように訴えをしてきたのか。 台湾・中国からの国際線の誘致状況はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分空港については今年8月12日からプサン・ムアン線が、19日からはソウル線がそれぞれ運休となっており、現在、定期便が就航していない状況である。一方、本年5月に、国際線旅客ターミナルビルの拡張工事が完了し、同時時間帯の複数便受入れが可能となったことも踏まえ、現在、台湾、中国その他アジア地域からの就航に向けて、可能性のある海外の航空会社等に対し、今まで以上に積極的な働きかけを行っている。なお、観光客の回復に関しては、商工観光労働部所管のため回答は差し控える。 	
	13	東九州新幹線推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 今のところ国としてはすぐに対応する考えはないと聞いているが、県だけが先走っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄に税金を使うのではなく、事業費は他の施策に振り向けるべきではないか。 東九州新幹線整備推進期成会のシンポジウムが昨日、別府大学で行われているが、ストロー現象や人口流出といったデメリットの問題についての話は全くなかったと聞いた。いろんなデメリットがあるということもこの中で訴えていかなければいけない。造ることが前提のシンポジウムではなく、いろんな人の意見を反映させるようなシンポジウムをしていかなければならないと思うがどうか。 シンポジウムを聞いているとメリットの話ばかりなので、メリット、デメリット両方を出して県民が判断できるよう、情報を提供してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 整備新幹線の5路線については、現在、着実に整備が進められており、未着工区間としては北陸新幹線の敦賀―新大阪間と九州新幹線の新鳥栖―武雄温泉間の2区間を残すのみとなっている。今後、この2区間の着工の目途が立てば、いよいよ次の整備計画路線を決める、いわゆる「第二期整備計画」の策定に向けた議論が本格化してくるものと思われる。整備計画路線への格上げのためには、地元の熱意が何よりも重要であることから、議論が本格化する前に、しっかりと地元の機運醸成を図り、東九州新幹線の実現に向けて、国に対して働きかけていきたい。 シンポジウムの際にはパンフレットを配布し、並行在来線の問題、ストロー現象というデメリットがあることについてお知らせをした。講演では新幹線の開業によって人口が増え、観光交流も増えているという事例を説明し、その後のパネルディスカッションでは新幹線のメリット、デメリットについて議論をした。その際出たデメリットとしては、例えば、豊後高田市などは日豊本線沿いにできたときは新幹線が通ってもうまく活用できないのではないかとこの投げかけがあった。引き続き、シンポジウムを開催していこうと思っているが、しっかりと新幹線のメリット・デメリット両方について議論がなされるように、今後もその在り方については検討していきたい。 	
	14	太平洋新国土軸構想推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 今のところ国としてはすぐに対応する考えはないと聞いているが、県だけが先走っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄に税金を使うのではなく、事業費は他の施策に振り向けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋新国土軸構想の実現は、本県にとって、四国・関西からの誘客や物流促進につながるるとともに、災害時における代替輸送ルートとしての役割も果たすものであり、地方創生を進める上でも非常に重要なプロジェクトであると期待している。今後、この構想の実現可能性を高めていくためには、まずはフェリーの利用促進を図り、豊予海峡の人と物の流れを増やすことが必要と認識している。このため、引き続き、相互交流の促進やパンフレット等による周知を図るとともに、関係自治体と連携して、国等への要望活動を行っていきたい。 	
	15	鉄道駅耐震補強及び鉄道駅バリアフリー化推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 駅無人化問題はバリアフリー化に逆行している。これまで、障がい者団体などの要望等によって8駅のうち5駅の無人化が延期となった。国土交通省も住民の声を無視した無人化には問題があると認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県として、今後の駅の無人化は中止するようJR九州に求めるべきだと思うが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートサポートステーションの導入は、鉄道事業の経営環境が厳しさを増す中で、路線を維持していくための経営努力の一環であると受け止めているが、住民の声を無視した無人化には問題があると認識している。このためJR九州に対しては、住民の声を傾け、利用者のニーズを十分に踏まえた対応を行うよう求めてきており、JR九州としても、導入にあたり住民説明会の開催や、内方線付点状ブロックの先行整備などの対応を行っている。また、導入後も利用者の声を踏まえ、案内標識の追加、クッション材の設置等を随時行い、利用実態に応じた改善を行っていること承知している。スマートサポートステーションの導入は、人口減少が進む中であって、監視カメラやインターフォン等の遠隔技術を活用してサービスの提供を維持するものであり、他の多くの路線でも実施されてきている。JR九州に対しては、引き続き、利用者の声を踏まえた丁寧な対応を求めていく。 	
	16	JR日田彦山線の復旧について	<ul style="list-style-type: none"> JR日田彦山線は日田市夜明駅から添田駅間が2年も不通となっている。JR九州はバス代替案など3案を提示しているが、地元自治体の声は自治体負担なしでの鉄道復旧である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県として、鉄道早期復旧の立場を堅持してJR九州に対応すべきだと思うが、どのように考えているのか。 沿線3市町村の首長は、基本的には自己負担なしでの鉄道復旧の意見であり、県が悠長なことを言っている場合じゃない。早急に3自治体と共同してやっていくという立場に立つべきだと思う。2年もたってまだ復旧しないから、しょうがないからBRTでいいという意見が出ている。基本は負担なしでの鉄道復旧であることを強く要望する。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> JR日田彦山線は、沿線住民の通勤・通学・通院等の日常生活や、地域振興などに欠かせないインフラであり、その復旧は喫緊の課題であると認識している。平成30年4月には本県、福岡県、沿線3市町村、JR九州で「日田彦山線復旧会議」を設置し、復旧に向けた議論を重ねてきたが、自治体側とJR九州の見解は未だ一致するに至っていない。現在は鉄道、BRT、バスの3つの案が議論のテーブルに載っている状況であり、日田市等では住民向け説明会が開催されている。地域の皆さんによく説明し、理解を深めていただくとともに、地元の意見についてはJR九州にもしっかりと聞き入れてもらい、両方で議論を尽くすことが大事だと考えている。日田市はもとより、福岡県等との連携を密にしながら、一日も早い復旧に向けてしっかりと取り組みたい。 日田市での説明会では、負担なしの鉄道復旧については6割から7割の方。残りの3割か4割についてはBRTでもいいんじゃないかという意見で、少なくとも日田市においては様々な議論がなされていると聞いている。まずは住民の意見に耳を傾けて、その後、利用者の利便性が確保され、かつ、これからの社会にとって持続可能で魅力的な交通ネットワークというものはどういうものなのかを市町村はもとより、福岡県、JR九州としっかりと議論し、一日も早い復旧のために議論を尽くしていきたい。 	
	17	ネットワーク・コミュニティ推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> これまで「小規模集落・里のくらし支援事業」と「くらしの和づくり応援事業」を10年ほど続け、昨年、企画振興部からネットワーク・コミュニティ事例集が出された。清川ふるさと物産館夢市場の移動販売車の話を聞いたが、「採算は全く取れない。だが、道の駅を運営していることでやり続けられている。社会的使命を持ってやっている。」と笑いながら言っていた。このようなリーダーがいるところは続いていくと思う反面、他では「現在あまりお見せできるものはないですよ」と言われたこともあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク・コミュニティによる地域の活性化は、知事の取組の柱の一つでもあると思うが、これまで10年間の事業も含めて、各地域で事業が継続されているのか教えてほしい。また、継続が困難になっている事業があれば、その原因と対策をどのように考えているのか教えてほしい。 補助が終わったら継続できない、次の世代がいけないなど人のつながりがなくなっていくことで、継続できない事業も出てくると思う。これから調査する中で分析して、いわゆる持続可能な取組で地域を活性化できるように進めてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 県では平成27年度からネットワーク・コミュニティの構築に取り組み、小規模集落・里のくらし支援事業では、例えば臼杵市の都松地区のように加工用設備の整備を支援した結果、地域の特産品であるエゴマを活用してエゴマ油の生産を開始し、ふるさと納税の返礼品にもなり好評を得るなど、継続して行っている事例も多々ある。 一方で、ネットワーク・コミュニティを進める上では5年を経過し、フォローアップが十分でなく、継続が困難な事例もあると思われるため、事業の継続ができていないか、新たな課題が発生していないかなどについて、現在、市町村とともに地域コミュニティ組織への調査に取り組んでいる。 調査の結果、継続が困難になっている事例があれば、市町村と連携の上、地域に入りながら様々な視点で助言や情報提供を行い、解決策を模索していきたい。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	18	ネットワーク・コミュニティ推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> この事業には期待をしている。本格的な高齢化社会が到来する中で、その地域に住み続けることができない人が出てくる。それをネットワーク・コミュニティの中で助け合いながらやっていくことになる。 福祉的な考えが足りないと思う。例えば、地域包括ケアシステムとの連携が必要。高齢化が進むことによって施設に入りたくても入れない、在宅福祉を進めなければといったもそれを地域で支えるためにはネットワーク・コミュニティが必要だと思う。 事業内容としては足の確保、買い物難民、生きがい対策、所得をどうやって上げるかなどいろいろあると思うが、自主財源をどうやって確保するのかという課題があると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際にネットワーク・コミュニティを構築した件数及び30年度中の構築件数と、今後の見通しについて教えてほしい。 実際にどのような事業が行われているのか教えてほしい。 この事業の問題点について教えてほしい。 もう少し福祉的な視点が必要だと思うが、どのように考えているのか。 県内を何か所か見て回ったが、どうしても苦手なのは福祉で、そのエリア内に福祉施設があると連携できるが、公民館の中でデイサービスなど福祉的なものを取り入れることは難しい。しかし、取り入れなければ高齢化の中で地域をうまく動かすことはできないと考えている。ぜひ地域包括ケアシステムとの連携を深めて、この事業を充実させてほしい。(要望) 自主財源の確保について、3年なり5年で補助が無くなった後、事業がどうなるか心配している。宇佐市が行っているように3年なり5年を10年に延ばしてもいい大事な事業だと思うがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク・コミュニティは平成27年度から取り組み、平成30年度末で91地域1,498集落で構築されている。30年度はそのうち32地域657集落構築している。 事業内容としては、まず初年度は、地域でのアンケートの実施、先進事例の学習、地域計画の策定を通じ、地域の課題の把握や、地域コミュニティ組織の立上げを支援している。その後、おおむね3年間で試行や本格的な取組に向けた施設の整備などを支援している。具体的には宅配などの生活サービス、健康サロンなどの高齢者の見守り、交流サロン、食事会などによるコミュニティづくり等への支援を行っている。 主な課題としては、地域を支える主体のない地域にどのように主体を作るのか。主体のある地域については、地域コミュニティ組織へのアンケート調査の結果、①人材の確保、②活動資金の確保③地域住民の理解が不足していたり、巻き込みがうまくできていないことなどが課題にあげられている。そのため、生活サービスやコミュニティづくりなど、地域を支える様々な活動を継続的に行うことや、新たな課題に取り組むなど活動の場を広げることが難しいといったことが問題点となっている。 ネットワークコミュニティを推進し、地域を支える中で、地域の社会福祉協議会や住民有償サービスなどの多様な主体にも注目している。地域内で高齢者を効率良くサポートするために、家族のメンバーや地域の医療機関、介護の人材が連携し合い、状況に応じて助け合う地域包括ケアの視点も重要である。併せて福祉的な観点から地域の社会福祉協議会が生活サービスなどの活動を地域で進めており、その点での連携も重要と考えている。今後も福祉的な視点も含め、様々な主体とともに地域を支えていきたい。 補助についてはおおむね3年で支援している。事業を行っている時の支援やアフターフォローをしっかりしていきたい。 	
	19	地域公共交通路線の維持対策について	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が利用しやすい公共交通とするための調整・検討の場について、平成30年度はそういった場を設けることができたのか。具体的にどのようなことが議論されたのか教えてほしい。また、年間にどの程度の割合で行われているのか教えてほしい。 障がい者は、特にバスはなかなか利用しづらい。実際、低床バスでないと車椅子の人が乗ろうとしてもなかなか難しい。利用しようとしても次の便を待たなければ乗れないということもある。そういった要望等も含めて、利用の実態に対応できるような議論もされているのか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通の維持・確保を図るため、住民の要望等を最も把握している市町村と事業者が情報提供・意見交換を十分に行うことができるよう、これまで以上に、県も参加する機会を増やして、丁寧に議論している。例えば、バスについては、地域公共交通再編実施計画の策定協議の際に、県、市町村、事業者等の関係者が集まって、住民の生活実態を踏まえた運行便数の確保、運行時間帯の変更など、何度も顔を合わせて協議し、事業者の都合のみで一方向的に決められることのないよう取り組んでいる。鉄道については、市町村からの意見を聞き取り、九州地域鉄道整備促進協議会や日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会を活用し、JR九州に対してダイヤの増便等の要望を行っている。その結果、今年の3月のダイヤ改正の際には、津久見高校の学生が下校する時間に合わせたダイヤが復活した。今後とも、住民がより使いやすい地域公共交通を維持・確保するため、関係者において協議・議論を進めていく。 事業者と市町村等による協議は、平成30年度は17回実施している。計画を策定するような協議会や地域公共交通会議等を活用して意見交換を行っている。 障がい者の利用については重要だと認識している。県としても、ノンステップバスの導入促進に向けた減価償却費の補助等を行っている。引き続き、事業者等と相談しながら、導入について推進していきたい。 		
	20	東京事務所の運営費について	<ul style="list-style-type: none"> 決算附属調書記載の東京事務所費の使用料・賃借料が見込みを下回った理由について伺う。今回の決算が4,117万7,400円、昨年度決算が4,562万1,257円で440万円ほどの減となっている。また、今年度の予算は4,689万7千円となっているが、この点も含めて教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 決算附属調書の不用額は東京事務所の使用料・賃借料として掲載しているが、その内訳は東京事務所が172万9千円ほど、大阪事務所が102万円ほど、福岡事務所が16万5千円ほどで、それらを合わせた金額が296万円ほどとして不用額を掲載している。その中で節約がうまくいったのが東京事務所のタクシーの借上げ等の使用料・賃借料だった。 決算事業別説明書の東京事務所運営費について、庁舎等賃借料が昨年より金額が下がっていることだが、これまで庁舎借上料など固定的なものと節約して減らせるものを一緒に計上していたが、今年度から節約できる分をその他東京事務所の運営に要した経費に計上して、努力して減らせたということを分かりやすく示せるように見直したもので、金額的には大きな差はない。 		
21	地域活力づくり総合補助金について	<ul style="list-style-type: none"> 所要額が見込み額を下回った理由を教えてください。 成果指標が新たな雇用創出の累計人数となっているが、その実態把握はどのように行われているのか教えてください。 平成30年度の実績がHPに出ているので事業の概要を確認したところ、実績を全て足し合わせると3億1,400万円ほどで決算額と1千万円ほど差があるが、この差は何か。 この補助金は振興局が認可するようだが、昨年度の観光・地域局の事業は今年度は観光局で行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度以降、自己負担分の資金確保が困難であったり、新たな地域資源の掘り起こしが十分にできなかったことなどの理由により、十分な活用が進んでいない状況もあった。そのため、昨年度から新たに補助率の高い国際ブランド地域創出事業費補助金の枠を設けるとともに、振興局と連携の上積極的な活用が進むよう取り組んだ。今年度は、現時点の把握では、予算額と同額程度の所要額が見込まれている。地域活力づくり総合補助金による活動が、県民や地域のためにしっかりと根付き、元気で活力あふれる大分県づくりをさらに推進していけるよう、本制度の使い勝手の良さなどを引き続き検討していきたい。 新たな雇用創出の実態把握は、当初の協議段階で補助金申請者に雇用の有無と人数について確認し、事業終了後、事業報告書を受けた段階で、当初予定の確認をするとともに、翌年度4月以降に実際の雇用人数について再度確認している。 決算額には、事業執行に関する報償費や旅費など必要経費が加算されている。 地域活力づくり総合補助金は、観光に関する支援補助もおおいた創生推進課が担当している。 			

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	22	① おおいた魅力アップ 情報発信事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・従来のメディアやWEBに加え、今回、SNSが持つ拡散力や訴求力を活用した新たな広報とあるが、どのように行い、どのような成果があったのか。また、広告換算費では、SNSを活用した事業でどれくらいの実績があったのか。 ・平成30年度で事業終了となっているが、せっかく作ったサイトなどの運営はどうするのか。 ・SNSはフロー型メディア、ホームページ等はストック型メディア、その組合せが重要である。広告料を使って、戦略的にその地域の人にプッシュ型で情報を届けるような方法も検討してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分で会いましょう。」プロジェクトは、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSを活用して大分の情報を発信するもので、多くのフォロワーを抱える発信力が高い写真家やモデル、漫画家やコラムニストなど多彩なゲストを県外から招き、ゲストの視点で県内各地の隠れた魅力を発見してもらい、そのときの様子をSNSで発信している。加えて、ゲスト自身のSNSでの情報発信によってさらに拡散を図っている。その結果、「大分で会いましょう。」公式SNSのフォロワー数は1年で約12,500人に上る。また、SNSへのアクセス数は約38万2千回となった。このようなコンテンツを活用して、首都圏等のテレビ局や雑誌社などのメディアにアプローチを行った結果、全国ネットの旅番組や情報番組などで大分の情報が取り上げられた。広告換算費で約39億円となっている。その換算方法は番組の中で広告を流した際に必要な経費を換算したもので、広告単価×情報露出時間である。メディアにアプローチをする際は、「大分で会いましょう。」のコンテンツを中心にPRしているのので、SNSを活用した事業の成果が39億円のかなりの部分を占めていると考えている。 ・今年度から「おおいたブランド戦略強化事業」に組み替え、引き続きSNSのコンテンツ等を利用し、発信方法の工夫や内容を掘り下げる形で、さらなる大分県のブランド力向上に努めていく。 	
	23	海外戦略加速化事業 について	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標としては、事業の目的の県内企業がどれくらい海外展開しているか、県産品がどれだけ販路拡大したか、外国人観光客がどれだけ増えたかという指標が正しいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的である県内企業の海外展開や県産品の販路拡大、外国人観光客誘致の実績数値を教えてください。 ・成果指標となっているめじろん海外サポーターの事業目的への関わり方と関わったサポーターの人数を教えてください。 ・めじろん海外サポーターについて、せっかく任命されているのに、ほとんど海外での活動がないと聞いているので、ぜひ活用していただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、部局連携で取り組んでいるので、事業の成果についても、それぞれの部局の取組も含めて、実績値の把握に努めている。30年度の実績値は一部精査中の数値もあるが、海外展開企業数は112社、県産品の輸出額(農林水産物、酒・菓子等の加工品)は31億5,500万円、海外宿泊者数は、144万2千人となっている。 ・めじろん海外サポーターは、これまでめじろん海外特派員という名称にて、帰国する国際交流員、ALT、留学生OBを任命し、毎月県が発行する情報誌「What's up Oita」の送付やその原稿を投稿してもらったりなど、広報面での関わりを中心に大分県とのつながりを保っていた。関わったサポーターの人数については任命した全員とつながりを保っている。しかし、県内企業の海外展開活動とのつながりが薄いという課題認識があったので、昨年度からこれまでの任命に加えて、母国で起業したり商社に勤める留学生OB等を発掘して任命する取組も進めている。 	
福祉保健部	24	② 国民健康保険事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針では「おおむね5年以内に段階的に赤字解消に努める」とうたわれている。 ・赤字解消、滞納整理等に関する方針では「収納率アップのため差押えや捜索の実施など厳正な滞納処分を行う」と規定されている。 ・換価の猶予等について助言しているとのことだが、職権ではなく申請による換価の猶予については現場で話が出てこない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の各市町村の取組はどうか。 ・換価の猶予制度などの活用はどう図っていくのか。 ・県内統一保険料率の検討はしているのか。 ・申請による換価の猶予の制度が浸透していないのではないか。制度が複雑なので具体的な換価の猶予についての研修を今後検討できないか。 ・定率国庫負担の引上げについては、全国知事会からも国へ要望している。高すぎる国保税について、県としても声を大にして国保税の引下げを国へ求めていく姿勢をもってほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減、解消の対象となる赤字があるのは大分市と由布市のみで、両市とも平成29年度に赤字削減・解消計画を策定した。由布市は平成30年度に赤字解消しており、大分市は令和4年度の解消に向け計画どおりに赤字を削減しているところ。 ・国保税の徴収事務を担当する市町村職員の研修会、国保事業の執行状況を確認するための実地調査等の場を通じ、換価の猶予をはじめとした納税緩和措置や国保税減免制度の適正な執行について引き続き助言を行っていく。 ・保険料の統一には、医療費水準や保険税水準の市町村格差や、被保険者の保険税負担の急変、医療費適正化のインセンティブの確保など、多くの課題がある。まずは、医療費水準の平準化に向けた医療費の適正化など、歳入歳出両面の取組を進めながら、国の動向や他都道府県の状況を注視していく。 ・換価の猶予をはじめとした納税緩和措置については、市町村への執行状況調査で確認しており、窓口にしおりが置いてあったり、ホームページにも掲載して制度を紹介している。納税相談の際には、親切丁寧な対応を行っており生活実態や医療実態の正確な把握に努めていると認識している。換価の猶予の研修については、市町村担当者との会議の場で議題としたい。 	
	25	② 国民健康保険基盤安定化事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・国保が広域化されて1年半が経過した。 ・統一保険料について、大きな医療機関がない市町村の被保険者も、大分市や別府市等にある大きな医療機関に行くため、医療機関の場所の問題ではないと考えている。大阪府では、市町村から様々な意見がある中でも統一保険料が進んでいる。九州でも、沖縄県などで国保運営方針に期限を決めて統一保険料を行うと明記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診項目の範囲等、当初の課題はどうなったか。 ・現在の課題はどのようなものがあるのか。 ・大分県では、統一保険料に向かうのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における特定健診について、項目と単価を統一し、居住する市町村以外でも健診が受けられるよう体制を整備したほか、被保険者証様式の統一や70歳以上の世帯の高額療養費支給申請の簡素化などを行うことで、市町村事務の効率化と被保険者の利便性向上につながったと考えている。また、国保財政については、国による公費拡充と広域化により、従来に比べて大きく安定化したと考えている。 ・被保険者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、所得水準が低い等、国保が抱える構造的な課題については、歳入歳出両面からの取組を強化することが重要であることから、安定的な国保制度を確立するため、定率国庫負担の引上げ等、国による財政支援の強化を求めていく。あわせて、今後も見込まれる医療費の増加を抑制するため、市町村と連携して、被保険者の自発的な健康づくりや、糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病の発症予防・重症化防止などの取組を推進していく。 ・国の国保事業費納付金等算定ガイドラインにも、将来的には統一保険料を目指す記載されているように、統一保険料は将来的な課題と認識している。市町村と国保税率のあり方研究会を設置し、統一保険料が前提ではなく、課題やメリット、デメリットを整理し、意見交換を実施している。意見は様々あり、難しい課題であるが、今後も引き続き意見交換を行っていきたい。 	
	26	精神科救急医療システム整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急電話相談センターは、平成29年度から民間コールセンターに委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間コールセンターの窓口で対応する人の相談体制などの研修は行っているのか。相手は切羽詰まって電話をしてくると思うため、そこでの対応がまずいと後で問題が生じてしまうのではと危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のコールセンターの委託先は、全国の自治体から精神医療相談などの業務を受託している専門機関である。窓口対応は、3年以上の業務経験がある精神保健福祉士や臨床心理士を中心とした専門職で、服薬相談などは、看護師中心の健康部門から助言を受けて対応しており、昨年度の受付件数は408件となっている。 ・研修は委託先において、基本研修、テーマ別研修と事例検討を行っている。基本研修は、専門トレーナーが基礎的な電話相談対応を講義するもので、テーマ別研修は、精神科専門医がメンタル不調者への対応などについて講義するもの。事例検討では、相談員がチームごとに、対応が難しかったケースなどについて、どのように対応したらよいかを検証している。これまで苦情などは承知していないが、問題があれば迅速に対応していく。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	27	精神科救急医療システム整備事業について	・現在、夜間・休日の精神科救急電話相談を民間コールセンターに委託している。	・委託しているコールセンターと当番医、さらには将来的に県病の精神医療センターとの連携を進めていく必要があると考えているが、どのように考えているのか。	・コールセンターの主な相談内容は、医療機関受診の希望や、話を聞いてほしいなど。夜間・休日に対応できる精神科病院がほとんどないことから、受診までの過ごし方などの助言を行っている。来年秋に予定している県立病院精神医療センター開設後は、この電話相談に緊急受診の必要性の判断と受入先の病院を調整する機能を付加して一体的に運営し、ワンストップで対応することとしている。また、民間精神科病院による輪番制の機能を拡大し、これまでの措置入院に加え、本人や家族の希望により、緊急的な対応が必要な患者についても、民間病院と県立病院が分担して受け入れることとなった。コールセンターが相談を受け、緊急の受診が必要かどうかのトリアージを行い、受診が必要な場合は、患者の所在地や症状によって民間病院と県立病院とが協力して救急患者を受け入れる仕組みを構築している。今後も、各機関がそれぞれの役割を十分果たせるように、体制を整えていく。	
	28	児童虐待防止対策事業について		・児童虐待を防止するために職員は頑張っていると思うが、昨年、目黒で起きた虐待による死亡事件の公判が開かれている中、早期発見と対策が大切と考える。具体的に学校や警察等との連携や、虐待を確認するための措置等どう対応しているのか。 ・平成30年度の相談1,684件は、どのようなケースで、どう解決していったのか。	・児童虐待の早期発見・早期対応については、全市町村で児童相談所、警察、学校等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を毎月必ず開催し、支援が必要な全ての事案について関係機関で情報共有を徹底した上で虐待の早期発見に努め、必要な場合は警察と連携して一時保護するなど、子どもの安全確保を最優先に対応している。県外転出ケースでは転居先を児相職員が訪問し、管轄の児相へ確実に引継を行うとともに、県外からの転入ケースでも速やかに警察に情報提供の上、家庭を訪問し安全確認を行っている。 ・児童家庭支援センターが受け付けた平成30年度の相談件数1,684件の内訳は、保護者の離婚や入院等による養育困難に関する相談が788件(46%)と最も多く、続いて不登校相談が332件(20%)、虐待相談は205件(12%)だった。児童家庭支援センターは児童相談所の補完的機能を有する施設として、24時間365日支援が必要な保護者や子どもに対する相談・援助活動を行っている。相談後の対応は、相談者への助言のほか、必要に応じてショートステイ事業により短期間子どもを預かるなど、専門的な支援を続けている。	
	29	児童虐待防止対策事業について		・児童家庭支援センターの相談受理件数が平成30年度にかけて増えているが、1,684件のうち実際に虐待と認められた件数、その後の虐待を受けた子どもたちへの対応についての詳細を教えてください。 ・保護者へのアプローチについて里親と意見交換する機会があり、里子の中には家庭に戻れない子どももいる中で、児童虐待防止対策事業で行っている家庭支援専門職員の養成についてはどのような状況か。	・児童家庭支援センターが受理した相談のうち、児童虐待に関する相談への対応件数は205件だった。相談を受けた後の対応については、センターの相談担当職員や心理担当職員が保護者に対し暴言などによらない育児の方法等、子どもへの関わり方についての助言・指導を行うとともに、子どもに対しては、必要に応じて会話や遊びを通じて心理的な安定が図られるよう対応し、虐待を未然に防止している。 ・中央児童相談所で毎年度研修を実施し、専門職員を養成している。今後も引き続き研修を実施し、計画的に養成していく。	
	30	児童福祉費について	・児童福祉費の関係で、10月から幼・保無償化が始まった。	・全国で便乗値上げではないかと思われる事案があると聞いているが、大分県内の状況はどうか。 ・副食費の助成を行っている県下の自治体はどこか。	・便乗値上げについては、保育の質の向上など合理的な理由が伴わない保育料の値上げが問題である。認可外保育施設や私立幼稚園に対し、値上げを行う場合は幼児教育無償化の趣旨を踏まえ、変更内容及びその理由の掲示と保護者への説明を行うよう、施設への説明会や通知等により周知徹底を図ってきたところ。県が所管する認可外保育施設は52園あるが、現時点では、不適切な値上げは確認されていない。 また、私立幼稚園が保育料を変更する場合は県への変更の届出が必要であり、10月からは保育料を独自に認定できる17園中9園が保育料を値上げすることを確認している。値上げの理由は、職員の増員や処遇改善・福利厚生の実施、施設・整備の充実等と報告を受けている。 ・副食費について、助成を行っている県下の自治体は、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、九重町の6市町村で行っていることを確認している。	
	31	生活保護費について		・生活保護費の平成30年度決算額は10億3千万円となっているが、これは29年度と比べてどうか。また、大分市を含めた保護費の金額や人数は、昨年と比べてどうなのか。 ・生活保護受給者の人数が29年度と比べ若干減っているとのことだが、要因はあるのか。	・生活保護費の決算額については、平成29年度の10億8,296万6,711円に対し、30年度は10億3,051万8,074円と5千万円ほど下がっている。生活保護人員は、大分市を含めた県全体で29年度については2万411人、保護率は1.74%。直近の本年7月時点では、県全体で1万9,723人、保護率は1.72%となっている。 ・人数が減った要因は、近年、高齢者の割合が増えている中で、被保護者の方が亡くなっていること、また、景気が大きく落ち込むということもないため、人数は漸減傾向という状況が続いている。	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	32	地域包括ケアシステム構築推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部からは以前の一般質問で、ネットワークコミュニティ事業とのコラボを積極的に進めていくとの回答をいただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム構築推進事業の事業内容は。 地域包括ケアシステム構築推進事業の問題点は。 ネットワークコミュニティ事業との連携についてどのように考えているか。 地方で一番問題なのは、その地域に住み続けることができるかということ。ケア会議の充実やケア会議の後に明らかになった地域課題の解決に対して、地域に住み続けるために小学校単位で買い物難民や医療の問題など高齢者対策、医療対策にもっと力を入れるべき。 生活支援体制整備事業があると聞いているが、由布市の場合は実際にネットワークコミュニティの中に生活支援の専門員を派遣して実施している。市町村の全体でケア会議の中でどうするのか考えるのも大切だが、学校単位でネットワークコミュニティを充実するために、もう少し積極的に地域包括ケアシステムの仕組みや事業を入れたほうが良いと思っている。特に生活支援体制整備事業についてどうか聞かせてほしい。 県としても、地域に住み続けるためにはどうしたらいいのかということを実際に考える時期に来ていると思っている。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスが一体的に提供される体制である地域包括ケアシステムの構築を目指す市町村を支援するもの。具体的には、地域包括支援センターの職員や住民同士の支え合い組織など高齢者の生活を支援するための資源を開発する生活支援コーディネーターの資質向上のための研修実施や、医療・介護従事者の相互理解を深めるための協議会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた機運の醸成を図るため、市町村長を含む関係者が一堂に会する地域包括ケア推進大会の開催などを行っているもの。 課題は、今後ますます高齢化が進展し、医療と介護の両方を必要とする高齢者や、認知症高齢者の増加が見込まれるため、医療と介護の連携のさらなる推進や、認知症高齢者を地域で支える仕組づくりが必要と考えている。 地域包括ケアシステムの構築とネットワークコミュニティの構築は非常につながりが深いので、よく連携していかなければならないと思っている。例えば国東市竹田津地区では、生活支援コーディネーターが、介護保険制度の事業とネットワークコミュニティ事業を有効活用して、健康サロンや食事会、移動サービスなどを実施する住民組織「くらしのサポートセンターかもめ」の立上げを支援した。また、佐伯市鶴見地区でも両事業を活用した取組が行われている。県では、今年度から生活支援コーディネーターが情報交換する場を設けており、こうした取組を紹介して各市町村に横展開を図っていく。 高齢者の地域での暮らしを多様な主体により支える体制を整備するため、生活支援コーディネーターの設置と、課題についての情報共有の場として協議体の設置もあわせて進めているところ。地域ケア会議に生活支援コーディネーターが参加してもらい、具体的な地域の課題解決につなげてもらう取組もある。 地域ごとにそれぞれの課題、解決策があると思うので、地域の実情にあった取組を進めるためには、好事例をしっかりと共有することなどが重要と考えている。生活支援コーディネーターを軸とした連携の在り方などを研修会で共有していきたいと思っており、地域ケア会議の内容である地域課題の解決がうまくできるようにアドバイザーの派遣を行っている。このような取組を通じて地域包括ケアシステムの構築を進めていく。 	
	33	備蓄物資管理費について	<ul style="list-style-type: none"> 物資の備蓄場所について、臼杵商業高校の跡地とあるが、あの近隣は道路が非常に狭い一本道で、近くに臼杵川がある。今回の台風のような、想定外の大きな災害が発生し川があふれると、備蓄場所へ行くための道路がどうなるかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の更新費1,600万円について、どの程度の量・金額の物資が更新されているのか。また、物資を備蓄している場所として、資料の4か所以外に備蓄をしているところがあれば教えてほしい。 更新した物資は、その後どのように処理しているのか。 臼杵商業高校跡地のようなところが備蓄場所となっていることについて、資料では検討課題となっているが、今後検討の余地があると感じているがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新費1,600万円のうち主なものは、主食としてのアルファ米(白ご飯)が34,800食、金額714万1千円、副食としてのレトルトカレーが23,520食、金額419万1千円、保存用のペットボトルが9,462本、金額388万3千円などとなっている。県内16か所を備蓄物資保管場所として設定し、県の総合庁舎や保健所、県の遊休施設などを使って保管している。 処分する物資については、有効活用の観点からも、賞味期限が切れる前に防災・減災等の災害関連、あるいは生活困窮者対策等の福祉関連の用途に活用している。昨年度は、アルファ米やレトルトカレーなどの備蓄物資を学校が行う防災教育の教材として提供したほか、生活困窮者の支援を行うフードバンクに無償譲渡するなどしている。 備蓄場所について、中部地域をカバーする臼杵については、臼杵市に協力をいただき対応している。備蓄物資を搬送する場合は小型トラック等で運ぶので、その点はおおむねカバーできると考えているが、川の近くということもあるので、どこが備蓄物資場所としてよりふさわしいかも含め、保管場所を検討していきたい。 	
	34	小児救急医療体制整備推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 県の総合評価はAとなっているが、実際には、小児救急の体制が十分と感じている県民は多くない。 	<ul style="list-style-type: none"> 小児救急医療体制について、県民の実感と県の評価に乖離があるのではないかと。 小児救急医療の成果指標の目標が83.3%ということは、残り17%はまだ整備されていないということだと思っているので、このパーセンテージが少しでも上がるよう、引き続き検討と整備をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> この事業の総合評価は、夜間・休日に看護師や小児科医師からアドバイスを受けられる小児救急電話相談の実施や、入院が必要な小児救急医療提供体制の整備に必要な運営費助成を行ったことについて評価したもの。初期救急については、開業医等のご協力をいただきながら、当番制や夜間急患センターなど、各地域の実情に応じて運営している。入院が必要となるような二次救急については、県内六つの医療圏ごとに、複数の病院による輪番制や拠点病院による受入れ又はオンコール体制などにより整備しており、重篤な症状の小児患者については、大分大学医学部附属病院で受け入れる体制を整備している。 しかし、地域によっては小児科医師が少なく、夜間や休日に小児初期救急医療に対応できないところもあり、現在の体制が十分ではないと認識している。現在、開業医や病院等のご協力をいただき、各地域の実情に応じて、できる限りの体制整備に努めながら、さらなる充実を図る必要があると考えているが、そのためには小児科医師の確保が不可欠である。引き続き小児科医師の確保に、大分大学医学部や関係機関とも連携しながら取り組んでいく。 	
	35	おおいた出会い応援事業について		<ul style="list-style-type: none"> 出会いサポートセンターの会員が結婚したという報道もなされていたが、現在の会員状況についてお尋ねしたい。 出会いサポートセンターでは、登録した個人情報しっかりと守られている印象を受けた。これはとても良いことだと感じており、これからも頑張っていたきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 出会いサポートセンターは、昨年6月末に開所し、7月から会員の募集を開始した。10月10日現在の会員数は1,145人で、8組が結婚している。現在、84組が交際中であり、センターの結婚支援員が交際中の悩みなどに丁寧にサポートを行っている。 また、会員の6割が大分市に集中していることから、他の地域のニーズに対応するため、今年の7月から、県内5地域で巡回相談・登録を開始したところ。今後も、会員の確保と会員サービスの向上に取り組んでいく。 	
	36	おおいた出会い応援事業について	<ul style="list-style-type: none"> 出会いサポートセンターの対象年齢は20歳以上から、おおむね40歳代までとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 出会いサポートセンターで結婚に至ったカップルは8組とのことだが、予算額に見合う成果が得られているのか。50代以上も対象とすべきでは。 子ども未来課が所管しているからしょうがないのかもしれないが、50代、60代で結婚したいと思っている方も多くいるので、50代以上も対象とするようぜひ検討していただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、子育て満足度日本一の実現を目指し、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組んでいる。出会いサポートセンターは、この取組の一環として、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、希望の実現を後押しするために開設したものであることから、対象を20歳以上、おおむね40歳代までの若い方としている。成婚数8組については、まだまだ途上だと思っており、現在交際中の方々をサポートするのはもちろんのこと、結婚したい気持ちはあるが自分からは積極的に動けないという方も多くおり、自分磨きセミナーなど様々な形で支援員がサポートしている。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	37	発達障がい児・家族支援体制強化事業について	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい対応力向上研修として、小児科医等を対象に発達障がいの診療に応じるための専門研修を30年度から年3回実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> この研修では何人くらいの医師が受講し、受講者が具体的に対応しているのか。 また、現在、発達障がいに気付くための体制として、大分県下で、どのような状況で、対応できる医師又は病院の数、対応できる医師がいない市町村の数などを教えてほしい。 発達障がいの子ども達と接する場合に、両親が子どもの発達障がいを受け入れていることが大事だと思うが、体制や対応状況はどうなっているのか。 早期に障がいに気付くことで、大人になったときにより早く社会に馴染むことができる。また、就職する際に初めて障がいに気づく場合などもあると思うので、様々なケースを伝達して理解を進めてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい対応力向上研修は、地域のかかりつけ医などが一定水準の診察や対応ができるようになることで、早期発見・早期支援の推進を図ることを目的とするもの。厚生労働省実施の研修に県内医師を派遣し、伝達研修を開催するもので平成30年度から県医師会に委託して実施している。昨年度の実績は、1月に25名の小児科医向け、12月に37名の精神科医向け、3月に52名の地域のかかりつけ医・医療従事者向けの研修を実施した。研修に参加した医師のうち、承諾を得た小児科医17名、精神科医22名、内科等のかかりつけ医26名の計65名を県HPで紹介している。また、平成27年の県調査によると、発達障がいの診断、治療等に対応可能でかつ公表を承諾した医療機関は9市の28機関で、これも県HPに掲載している。両者を合わせると16市町に対応可能な医療機関があることになる。県としては、小児科や精神科、内科等のかかりつけ医が連携して、地域における発達障がい児・者の早期支援のあり方や仕組みを構築していくことが重要だと考えており、県医師会とともに支援強化に取り組んでいく。 保護者の方は様々な不安があり、なかなか相談できないという話も聞いている。県では以前からペアレントメンターを育成し、同様の境遇のある両親にサポートしてもらっている。また、発達障がいの疑いがある子の保護者も含め、接し方や対応方法を教えるペアレントトレーニングを行っている。診断を受けるだけが解決ではなく、その後の療育も重要と考えており、引き続き体制整備に取り組んでいく。 また、子どもたちが日々通う保育所においても、発達障がいに早期に気付くことは重要である。保育コーディネーター研修を平成26年から30年にかけて実施しており、490名を養成し、現在、保育所の7割に配置している。今後もできるだけ多くの保育コーディネーターを養成し、親子に寄り添える体制を作っていきたい。 	
	38	病児保育充実支援事業について		<ul style="list-style-type: none"> 佐伯市では、平成28年をピークに病児保育施設の利用者が年々減少している。県全体の状況をお知らせいただきたい。 病児保育施設について、県の全体としては増えているということであるが、浸透していない部分があるので、周知も課題として検討していただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 佐伯市では1施設で実施しており、平成27年は528名、28年は469名、29年は461名、30年は269名と減少している。減少の理由は定かではないが、年によってインフルエンザの流行もあり、若干の動きがある。県では、病児保育施設の整備を進めており、施設数は、平成27年は21か所、28年は24か所、29年は28か所、30年は30か所、本年度も新たに1か所開設され、現在31か所で実施している。県内の病児保育の利用者数は延べ人数で、平成27年は12,994名、28年は14,157名、29年は14,958名、30年は16,546名と年々増加している。 	
	39	特定処遇改善について	<ul style="list-style-type: none"> 10月からの新加算、特定処遇改善加算について、事前に周知がされていない、制度の適用範囲が分かりづらいという声を聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の加算申請状況はどうか。また、対象者がどういう形になっているか教えてほしい。 今回の事業所が申請する要件は、キャリアパス要件が3段階なくても1段階でクリアできるため、県内で対象となる事業者は300か所から400か所くらいある。事業所にしっかりと周知してほしい。(要望) 10年以上働いているにもかかわらず、勤めている事業所が申請しないという声を耳にする。これは今までのキャリアパス要件、1、2、3の申請段階からずっと出ていた声であることから、ぜひ離職防止という観点からも進めていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある介護職員、具体的には原則勤続10年以上の介護福祉士について月額8万円又は年収440万円以上を確保し、他産業と遜色ない賃金水準を実現するものであるが、支給形態については事業所にて柔軟に対応できることとなっている。 これまでの加算制度では、支給対象が直接介護に従事されている方を対象としていたが、それ以外の職員にも配分できるようになっている。 加算申請の状況は約130件で、県内対象事業所の約1/3である。制度の周知については、担当職員が県内事業所へ個別に訪問し制度の周知を図っている。今年度は100事業所を訪問し周知するようにしている。 	
	40	障がい児通所給付費等県負担金等について		<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児など障がい児の療育へのニーズが高まる中で、放課後等デイサービス、児童発達支援センターなどの体制について、地域格差があるのではないかと。ニーズに応えられているのか。また、課題をどう考えるか。 放課後等デイサービス等はどの地域が不足しているのかも一度教えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児に必要な福祉サービスの提供体制は、児童福祉法第33条の20により、市町村が計画を定めて体制の確保に努めることとなっており、各市町村が「障がい児福祉計画」を策定して体制整備に取り組んでいる。本年4月時点の障がい児通所支援事業所の状況は、児童発達支援が58事業所、定員757名、放課後等デイサービスが132事業所、定員1,474名で5年前と比べて、事業所数、定員とも2倍、3倍に増加している。なお、児童千人当たりの障がい児通所支援事業所の定員数をみると、西部圏域の7.6から東部圏域の13.6と2倍弱の差が有る状況。県としては、引き続き、市町村が行うサービス提供体制の整備への支援を行うとともに、児童発達支援管理責任者研修や療育担当職員研修を通じ、各事業所が提供するサービスの質の向上に取り組んでいく。 各地域に必要な事業所数は、市町村が必要なサービスの量を見込んで整備を行っている。さきほどの説明は、不足ということではなく単純に児童千人当たりの定員数をみたもので、最も少ない西部圏域の7.6から順に豊肥、北部、南部、中部圏域となっており、最も多いのは東部圏域の13.6である。 	
41	障がい者差別解消・権利擁護推進事業について		<ul style="list-style-type: none"> ヘルプカードの利用者数は。また、ヘルプカードやマタニティマークのシールやポスターを、駅や電車・バス内、公共施設などに掲示して周知を図ってはどうか。また、ヘルプマークを導入してはどうか。 ポスターやシールの掲示については、認知度の向上に非常に効果があることから早期の実現をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプカードは、作成当初、市町村や大分県難病・疾病団体連絡協議会等に約1万7千枚配布し、その後追加配布の要望もあり、現在までに約2万枚を配布。県HPから印刷可能なため正確な利用者数の把握は困難だが、相応の方々を利用していると思われる。ヘルプカードの普及を図るため、昨年度、金融機関や交通事業者等に赴き、周知の協力を依頼。公共交通機関や公共施設等へのポスター掲示等によるPRは大切な周知方法と認識している。ヘルプマークに関しては、現在、利用者やその方々と身近に接する市町村等の声を聞いているところであり、今後も研究してまいりたい。 マタニティマークを用いた啓発グッズについては、平成20年度に県でも作成した。現在は、市町村が主体となって周知を行っている。例えば、大分市をはじめ7市町村では、母子健康手帳交付時にマタニティマークのついたストラップを、5市町村では、マタニティマークのステッカーを配布している。今後とも、市町村ともに連携して、駅や電車・バス、公共施設についてもより一層の周知を図っていく。 		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
生活環境部	42	希少野生動植物保護事業費について	<ul style="list-style-type: none"> ・近年里山を造成しメガソーラーを建設する計画が各地で見受けられる。環境影響評価条例では、この希少動植物の生息に配慮するようになっている。 ・環境影響評価を実施した事業は1事業ということだが、当該事業では当初の準備書から異なる計画で説明会を実施しており、非常に問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで造成等によって個体数の減少や動物の移動などはどうか。生息や個体数に影響は出ているか。出ていれば状況を教えてほしい。 ・当初の計画とは異なる計画で事業を実施する場合に、県環境影響評価条例ではどのように対応をするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物の生息域や個体数の減少、いわゆる生物多様性に影響を与えるものとしては、造成等の開発のほか、人による捕獲や採取といった人間活動の縮小によるもの、また、外来種等人間に持ち込まれたものによるもの、さらに、地球温暖化によるもの等、様々な要因が考えられ、特定することは難しい。 ・なお、豊かな自然を有する自然公園や自然環境保全地域、おおいの重要な自然共生地域等で、特に自然環境に配慮する地域内においてメガソーラーが建設された事例はない。 ・大分県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の手続を行っている太陽光発電事業は1事業のみである。当該事業は環境影響調査を実施し環境影響評価書の公告手続まで終了しているが、工事着手までは至っていない。 ・当該事業は、環境影響評価条例の改正前の対象事業であり、その他の土地開発事業の第2種対象事業として環境影響評価を実施している。第2種対象事業のため住民手続は必要ないということになっているが、市町村の意見を聞くことやしっかり住民説明会をするなど適切なコミュニケーションを図るよう指導しているところ。計画の変更が一定の要件以上の場合、環境影響評価の再実施が必要となる。このため、環境影響評価条例に基づき現在の計画と説明会の状況を報告するよう求めているところ。 	
	43	原子力防災対策推進事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・9月5日、6日と事故等が続いたが、伊方発電所での事故等について、県として伊方原発等への問い合わせや申入れ等を行ったのか。 ・最近、伊方原発で事故が連続している。県として愛媛県と綿密に連絡を取って、県民の安全を確保するという点に改めて力を入れていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所で発生した事故等については、本県は平成23年に愛媛県との間で連絡通報等にかかる確認書を交わしており、愛媛県から速やかに、発生場所や事故の状況などの情報が入るようになっている。その内容について、疑義があれば、愛媛県に問い合わせ、事実関係や対策の実施状況などをしっかり確認している。 ・なお、9月5日の事案では、通知を受けた後、県として愛媛県に対し問い合わせを行い、愛媛県が四国電力に原因の究明や再発防止について要請した事実を確認したところ。 	
	44	同和対策推進事業費について	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年のように使いきりの委託料820万円を支出している。「依然として差別がある」という認識ではこの事業は終わりが見えない。現状では差別意識等はなくなってきた。 ・県民意識調査では、「4割の人が差別意識を持っている人がいる」と回答をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の内心まで踏み込んで判断することは憲法違反である。このような支出はやめるべきではないのか。いつまでたっても事業の成果は出てこない。こういう状況であれば来年度予算は廃止すべきではないか。 ・個人がどんなことを考えようとする人の自由。差別意識を持っている人がまだいるから同和対策をやるんだというのは憲法違反である。 ・地域改善対策奨学金事業は1億円滞納がある。この問題を同和団体等に委託して対応してもらうのであれば、三つの事業に入っている。県としてそういう努力はしているか。 ・同和対策予算について、いつまでも思想、憲法19条に関わることをやっているという思いもあるため、今後は縮小、廃止も含めて検討してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同和対策推進事業委託は、三つの事業を委託している。①対象地域住民の自立促進のために、地域住民に対する生活等相談対応に関すること、②地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に資する研修会等を開催すること、③これらの活動のための基盤づくりとして担い手の養成を行うこと。 ・平成30年に実施した「人権に関する県民意識調査」中の同和問題の設問においても、「同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますか」という質問に対する回答は、「持っている人がいる」「持っている人はまだ多い」の合計が39.6%であり、差別はまだ存在している結果となっている。 ・本事業は、県が部落差別解消を目指して実施する施策の効果的浸透を図るため、関係地域住民への対応や必要な活動支援を行うものであり、地域の状況に精通する地域住民で組織した運動団体に委託して実施することが最も効果的であると考えている。 ・未だ4割近くの人が差別意識を持っているという思いがあり、今後とも、対象地域住民に精通している運動団体に委託を行い、効果的な事業実施に努め、部落差別の解消を進めていく。 ・この事業については平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づいて、部落差別が存在しているという前提の元に差別の解消を目指して引き続き実施していくべきものと考えている。 ・奨学金の関係は、教育委員会所管のため把握していない。 	
	45	大分県災害被災者住宅再建支援事業費について	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第15号の対応について、内閣府が関係都県内市町村担当部局に対して通知を発するとともに、災害救助法に基づき一部損壊の世帯への支援策ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この通知を受けて、県は認定についてどう考え、各自治体に普及するのか。また、県の被災者住宅再建支援制度との関係はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月20日付けで台風第15号の被害のあった関係都県内の市町村担当部局長あてに発出された文書は、従来からの判定基準の内容を改めて周知したものであり、判定自体に変更があるものではない。なお、県内の市町村にも、念のため同文書を送付して周知を図ったところ。 ・同様に、災害救助法の制度拡充についても、国からの通知があり次第、市町村と情報共有し制度の普及を図りたいと考えている。 ・なお、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用されない市町村に対しては、従来どおり、県の被災者住宅再建支援制度で支援を行っていく。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
生活環境部	46	③ 産業廃棄物処理施設等監視指導事業費について		<ul style="list-style-type: none"> 監視員の数は。 監視の方法・回数は。 問題点などはあるか。 県内の産業廃棄物処理場の現状と今後について。 違反が見つかった場合の事後指導について、実際に違法な投棄をしている者については排出させる等の指導をするのか。 現在、県下において、産廃施設の申請が何件あるのか。今までの監視等が良くなかったため、現在、産廃場という例えば安定5品目にしても反対運動が起こるような状況である。 県内の産業廃棄物の最終処分場残余容量は約6.1年ということだが、現状としては新たな産廃施設設置が難しいという状況についてどのように考えているのか。 現在、由布市においても1件申請が出ており、安定5品目であるが地区の反対があり、おそらく難しいように思っている。今までの監視体制等が甘かったために、産廃場と聞くと、いくら安定5品目で被害がでないというのが分かっている、反対されるような状況である。この事業は重要な事業であると思うので、是非、監視を強め、一般の方から信頼されるような処理施設にしていきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物監視員については、東部、北部、西部、豊肥及び南部の五つの保健所、循環社会推進課にそれぞれ2名の計12名を配置しており、いずれも警察署のOBである。主に、産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設など許可施設や建設業などの産業廃棄物の排出事業者の立入調査を行っている。 また、保健所には環境衛生指導員として技術職員35名も配置されており、主に、産業廃棄物監視員の立入検査の結果、違反が確認された許可施設の事後指導や、不法焼却・不法投棄の通報があった際の現地調査・指導、最終処分場の水質調査などを担当している。 産業廃棄物監視員や環境衛生指導員による立入調査に加え、県防災ヘリやドローンを活用した上空からの監視、31台の監視カメラによる監視、最終処分場等に対する水質検査、最終処分場に搬入される産業廃棄物の展開検査といい、一般的に廃棄物は圧縮され1m強の立方体がワイヤーで縛られているが、それを開いて検査を行っている。この全体検査の抜き打ちでの立会いという監視も行っている。 昨年度の産業廃棄物監視員による立入件数は延べ8,760件、上空からの監視が17回、水質調査については17か所の最終処分場に対して、地下水や処分場から染み出す水である浸透水、延べ111検体について検査を行った。 県内では、大規模ではないが不法投棄や不法焼却の事案が年間30～50件程度発生している。通報を受けた場合、初動対応が重要であることから、直ちに職員が現場調査を行い、行為者の特定に努めている。 行為者が特定できなかった事案については、不法投棄撤去事業等により、廃棄物を完全撤去し、さらに同じ場所で不法投棄が繰り返される場合などには、不法投棄防止フェンスや監視カメラを設置するなどして、不法投棄の防止に努めている。 県内には産業廃棄物の最終処分場は、大分市に設置されている分も含めると30施設あり、平成30年3月末現在の残余容量は約6.1年となっている。 一方、平成28年3月に策定した第4次大分県廃棄物処理計画の「産業廃棄物処理施設の整備方針」では、平成32年度(令和2年度)において10年分程度の残余容量を確保するとされているが、これは厳しい状況となっている。 このため引き続き様々な取組を通じ、事業者による産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを促したいと考えている。なお、現在、産業廃棄物の排出量や処理状況等の実態調査を実施しているところであり、来年度、この調査結果を踏まえて、廃棄物処理計画の見直しを予定しているところである。 例えば廃棄物については、保管量が14日分、処理能力が14日分という規定があり、それを超えている場合には、14日以内に納めるといった一般的な指導から、例えば昨年度においては、大分市外で発生した廃棄物を、大分市内の最終処分場ではない場所に搬入し、処理している業者がいたため、県警及び大分市、県にて協力し指導し、最終的には罰金刑という、厳しい場合はそうしたところまで指導している。 現在の申請状況については1件申請があり、既に県の廃棄物適正処理に関する条例と、廃棄物処理法に基づいての審査を終えており、林地開発の許可を待っている状況である。林地開発の許可が降り次第申請の許可を行う予定である。 今後の方針については調査結果に基づき、廃棄物処理計画の見直しを予定しているので、その中でしっかりと考えていきたい。 	
	47	④ 動物愛護協働推進事業費について		<ul style="list-style-type: none"> 依然として猫の殺処分がなかなか減らない状況にあるが、今後どのような取組を行っていくのか。 猫の不妊去勢手術補助については県が補助しているが、県下全ての自治体で不妊去勢手術補助事業が行われているのか。 最近、(公財)日本動物愛護協会という団体が猫の不妊去勢手術補助を行っている聞いた。大分県の事業との関係性、整合性はどのようになっているのか聞きたい。 不妊去勢手術補助制度が広がっていくよう、制度がない市町村に対して、県としても引き続き働きかけてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 猫の殺処分減少の取組について、本年2月に大分市と共同で開設した動物愛護センターを中核として譲渡を進めるとともに、センター及び保健所の引取りを減らすための取組に力を入れている。主な取組としては、不妊去勢手術補助を実施する市町村の拡大や屋内飼養や終生飼養の普及啓発、また譲渡会について一層県民に周知していく。 猫の不妊去勢手術について、実施している基礎自治体は大分市、別府市、佐伯市、竹田市です。大分市は中核市であり、佐伯市は事業内容が本事業の対象外であるため、本県の事業で補助している自治体は別府市と竹田市の2市のみである。 (公財)日本動物愛護協会の不妊去勢手術補助との関連性についてだが、本県の事業が市町村が主体となって行う不妊去勢手術補助への補助である一方、本協会是一般の方やボランティア団体の直接の申請に対しても補助しており、本県との絡みはない。 	
	48	④ 動物愛護協働推進事業費について		<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターでは半年で昨年の殺処分頭数を超えたとの報道があった。その後、動物愛護ボランティアの方より動物愛護センターで殺処分が多いのは問題であると指摘を受けた。殺処分や譲渡頭数についてもっと分かりやすくセンター内に掲示してほしいなどの声もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の殺処分の頭数を教えてほしい。 猫不妊去勢手術費補助について、補助頭数107頭となっているが十分と考えているか。 不妊去勢手術補助について、別府市が4月の段階で予算を使い切ってしまったという話も聞いた。不妊去勢手術補助の枠は増やせないか。 市町村も不妊去勢手術補助を実施しているけれども足りない状況にあり、地域のボランティアが自費や場所を提供して熱心に活動をしているので助成額を増やしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 猫1,646頭、犬が207頭合わせて1,853頭となっている。猫の殺処分のうち3月未満の子猫が1,093頭と大部分が野良の子猫となっている。 本年度は例年の別府市に加え竹田市も加わり、補助頭数が増加すると考えている。制度の概要が市町村を主体に地域の問題として捉えてほしいと考えている。来年度あたりに検討している市町村もいると聞いているので引き続き、不妊去勢手術補助を行っている市町村を増やしていきたい。 猫の殺処分頭数がなぜ昨年を大きく上回ったのか検証しているところであるが、動物愛護センターへの持込みの増加が一つの要因であると考えている。どうしてもセンターに収容頭数が限られているため、保護した猫を守るため殺処分せざるをえない猫を殺処分している現状である。 助成額の増加について、野良猫の問題を地元の問題としてこの事業を組み立てているため、市町村への補助という形にしている。そのため、まずは不妊去勢手術補助を実施する市町村を増やしていきたい。 地域で熱心に活動しているボランティアがいるのは知っているが、まずは地域の問題として、事業化する市町村を増やすのが先決と考えているため、現状で事業の額を増額することは考えていない。

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
生活環境部	49	市町村避難所運営等 支援事業費について	・台風19号に関わって東京都の台東区で、住民票がないという理由でホームレスの方が避難所に入れてもらえなかったという事案が報道されている。	・大分県でこれまでに同様のケースがあったのか。 ・台東区のような対応がないよう、今後気を付けていただき、本当に非難が必要な方が安心して避難できる避難所になるよう努力してほしい。(要望)	・これまで県内の避難所において、今回のような住民票がないといった理由によって受入れを拒否したといった事例は聞いていない。	
	50	地域防災力向上支援 事業費について	・訓練押しかけ支援隊については、避難訓練等の実施が困難な地域に対して、企画段階から実施までを支援している。	・訓練押しかけ支援隊による訓練を実施した際、参加者は防災士の必要性を感じているのか。参加者の中から受講希望者として手をあげた人はいるのか。 ・今後、押しかけて訓練をしていく取組そのものがどうつながるか考えた時、核となる方をどう育て、どのようにそれぞれの中で防災意識を芽生えさせていくかが重要と考える。次にどうつながっていくのか、どう次に一歩踏み出していくのか、という観点の取組をしてほしいが、どのように考えているか。	・訓練押しかけ支援隊の平成30年度実績では、宇佐市と玖珠町で実施し、合わせて109の自主防災組織で、約2,100名の方に参加をいただいた。地域の防災士の方々にも、訓練の企画段階から関わっていただき、訓練の際には、地域住民の方々に対し、避難の呼びかけや避難誘導、学習会の講師を行なうなど、訓練の中心的な役割を担って頂いた。このことから、参加者は防災士の必要性を感じているのではないかと認識している。また、押しかけ支援隊の訓練では、防災士養成研修の受講希望を確認していない。 ・県では、市町村と連携して防災アドバイザーを派遣し、訓練を実施できるようにするための取組を行っている。こうした方々にも声をかけていただき、市町村の中で防災士を掘り起こすことができると考えている。現在、876の自主防災組織に防災士が不在となっているが、市町村の方々積極的に入っていただき、市町村のレベルで防災士を掘り起こしてもらっているので、防災士の受講研修に取り組んでもらえるよう声かけをしていきたい。	
	51	地球温暖化対策推進 事業費について	・CO2等の温室効果ガスの排出抑制は、世界的な喫緊の課題だが、平成30年度でこの名称の事業は終了となっている。	・当該事業では、2,200万円の資金を投じて、その成果はどの程度のものがあつたのか。 ・当該事業の成果を踏まえた今後の見通しは。 ・日常生活の中では温室効果ガスの増減というものをなかなか実感することができない。今後の課題の中にCO2排出量の見える化ということを挙げているが具体的にはどのようなことを指しているのか。 ・これまで取り組んできた地球温暖化対策事業と、今年度取組を開始した気候変動対策推進事業の違いは何か。	・県では、平成28年3月に策定した「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、各種の温暖化対策に取り組んできた。事業所や家庭における省エネ診断を実施したり、地域の人々を対象に身近な温暖化対策を学ぶ講座を5団体に委託し、15か所で1,396人に対して啓発していただいたり、ノーマイカーウィークの実施等、家庭・業務・運輸の各部門ごとに取組を推進したところ。 これらの啓発を通して、県民の節電や省エネ意識は高まっていると思う。例えば、毎年12月に県民向けの啓発活動として実施している「地球温暖化防止推進大会」の参加者数を見ると平成29年度の120名から、30年度は156名と大幅に増えており、県民の温暖化問題への関心は着実に高まっていると感じている。 ・今後の見通しについて、地球温暖化問題は世界共通の喫緊の課題であるため、県民一人一人に、身近な省エネ行動等のことから継続して取り組んでもらう必要があると考えており、引き続き、各部門ごとに取組を展開していく。 さらに、表の一番下の右側「今後の事業方針」にあるように、従来のCO2等の温室効果ガスの排出抑制である「緩和策」の取組に加えて、今年度からは、気候変動の影響を軽減する「適応策」の取組も加えて、新規に「気候変動対策推進事業」として地球温暖化対策を推進していく。 ・CO2排出量の見える化について、今年度の事業になるラグビーワールドカップ大分開催の際に発生するCO2排出量を予測して、それを県民の皆さんの省エネ行動でオフセットするという取組を行っている。取組を呼びかける際は省エネチェックシートを配布して、夏の冷房時の設定温度を1℃上げるとCO2を14kg削減できるなど、数字で見える化を図りながら、具体的に説明している。 ・次に、新しく気候変動対策推進事業を開始した理由について、これまで取り組んできたCO2排出量を抑制する「緩和策」とともに、これからは温暖化による影響を軽減する「適応策」、具体的には農作物の品種改良や熱中症の一時避難所の設置などに取り組んでいく必要があることから新たに開始した。今後は緩和策と適応策を両輪として地球温暖化対策に取り組んでいきたい。	
	52	青少年自立支援対策 推進事業費について	・青少年自立支援センター相談件数について、平成30年度で1,750件となっている。 ・平成30年4月の「ひきこもり等に関する調査」では、637人の方がひきこもりの状態にあり、そのうち40歳から60歳の方が406人、10年以上ひきこもっている方が259人となっており、ひきこもりの高齢化・長期化が進んでいるという結果となっている。	・青少年自立支援センターの相談内容はどのようなものがあり、そのうちひきこもりに関する相談はどれくらいか。また、40歳以上の方は何人くらいいるのか。 ・福祉や医療など色んな分野にも関連すると思うが、ひきこもり等に関する調査を基にどのような施策の展開を考えているのか。 ・主要な施策の中で「連携先支援機関・団体数」69件、青少年自立支援センターの周知・広報件数が186件となっているが、具体的な連携機関、周知・広報方法について教えてほしい。前回のひきこもりの調査アンケートでは、637人のうち、「支援を受けている」が100人、「支援を受けていない」が250人、「知らない」が287人となっており、当事者が40歳以上になると、どこに相談すればいいのかわからない、あるいは相談に行きにくいという現状があると思うが、周知方法はどのようにしているのか。	・相談内容は、多い順に、ひきこもり、進路の相談、不登校となっている。特にひきこもりの相談件数については757件と約4割を占めている状況。年齢については、相談者の中には年齢を明かしたくない方もおり、把握は難しいが、平成30年度にセンターで継続的に支援を行っている相談者数は89名で、うち7名が40歳以上となっている。 ・長期化・高齢化を防ぐためには、より身近な地域での支援体制を充実し、早期発見・早期支援に繋ぐことが大切。そのため、今年度、青少年自立支援センターのスタッフを2名増員し、家庭や地域に向向いての訪問支援や、市町村が取り組むひきこもり支援に対し必要な助言やサポートなどの取組を行っている。また、不登校からひきこもりになる方も多いため、学校との接続も大事で、親の会や教育センターと連携を図るなど学校との接続を視野に入れた取組の充実を図っていきたい。 ・周知・広報方法については、チラシ配布・広報誌の周知に加え、民生児童委員への会議に向向いて、支援の内容を伝えるなどの取組や、情報が行き届かない層へ支援が行きわたるよう、親の会等とも連携を行っているところ。連携機関については、親の会、市町村であれば生活困窮者支援窓口、医療関連であればこころとからだの相談支援センター、民間であればフリースクールやNPO等と連携をしている。	
53	杵築市日野の最終処分場における行政代 執行について	・平成30年度決算附属調書において、循環社会推進課の行政代執行経費の納入義務者の支払能力不足等によるという記載があり、その説明の中で、杵築市日野の産廃処分場という言葉があった。 ・処分場を拡幅する際に地域の住民が処分場の土を一時保管していたところがあり、業者が倒産したために放置されたままとなっている。	・杵築市日野の産廃場は十数年前に倒産をしている。その倒産前後には火災等も発生していた。産廃場はどういった業者の処分場だったのか、何を代執行したのか。 ・安定型ということであれば、展開検査を行うとのことだが、検査はどのような時期にどのような形で実施しているのか。水質検査は現在も行っているのか。 ・一時保管していた処分場の土も代執行の対象となつたのではないか。 ・処分場に隣接した下流に大きなため池があり、周辺の水田耕作者が心配である。安定型であるため遮断等もしていないことから、業者が倒産したから知りませんではなく、水質検査等を継続して行い、しっかり管理していただきたい。(要望)	・杵築市の最終処分場の代執行については、もともと安定型の処分場ということで、廃プラスチック等安定型の5品目のみを埋め立てるという許可を取っていたが、途中安定5品目以外のものが入ったことで火災が発生した。代執行では安定5品目以外の不適正に埋め立てられた廃棄物を撤去するよう最初に処置命令をかけたが、資力が無く、処置命令に対する履行が出来なかったため県が代執行を行った。 業者については、元々トラックの運送業を営んでいた業者であり、処分場を設け、廃棄物を受け入れ、埋立てを行っていた。 ・この業者に対しては、展開検査を実施したかは承知していないが、その後、調査したところ、深夜に廃棄物が搬入されたといったようなこともあり、行政が廃棄物の内容を確認するに至らなかった場面がかなりあったように聞いている。水質検査については、周辺の民家の地下水や周辺の河川水等について年に4回採水調査を行っている。 ・土の一時保管等については承知していない。		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工観光労働部	54	⑤ 企業立地促進事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問を1,461社行っているが、景況感や消費税に対する意見等はどんなものがあったか。また離島など条件不利地域への企業誘致では姫島村の取組が進んでいるが、ほかの離島地域での取組はどうか。 ・59件の誘致を行っているが、補助金は反対だが、豊肥地域や県南地域の進出が弱い状況にある。どのような対策を自治体と協議しているのか。 ・津久見市と佐伯市で計画がないとのことだが、県として自治体にどう働きかけているのか。 ・豊肥地域、県南地域については、もう少し自治体と詰めた協議をして、企業も含めて調整すべきではないか。離島についても県として離島のための振興策をとっており、もっと自治体と協議しながら、サテライト事業を誘致するなどの流れをもつてくべきではないか。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当部が昨年の秋から今年の春に実施した500社企業訪問における県内企業の景況感等について答える。昨年秋の企業訪問の景況感では、昨年春に比べ改善し、業況判断指数D.I(良いと答えた企業から悪いと答えた企業の割合を差し引いた値)は過去最高の32.3ポイント。今年春の調査では、海外需要の減速などから電気機械や輸送機器などで落ち込みが見られたものの、D.Iは18ポイントと、回復基調は継続しており、6期連続のプラスとなっている。今年春の消費税に関する意見では、「駆け込み需要はさほど影響はないと見込んでいる」、「増税のタイミングで価格を改定予定」、「ポイント還元に対応するため、キャッシュレスを導入予定」といった声もあったが、全体としては、「対策している」と回答した企業は1割で、「影響なし」の企業も6割程あったことから、商工団体と連携し、セミナーや専門家派遣などを通じて事業者の対応を促したところ。現在、秋の500社訪問を10月から実施しており、消費税率引き上げやRWCの景気への影響などの聞き取りも行っている。 ・情報技術の発達により、様々な地域においてIT企業等の誘致が可能となっている。一方、条件不利地域にはそもそも企業が進出できる設備が整っていないため、県では遊休施設等をサテライトオフィスとして活用する市町村を支援している。条件不利地域では、姫島村の他、佐伯市の宇目での取組を支援しているが、姫島以外の有人離島では計画が無く、現状では企業誘致に関する取組は行われていない。 ・豊肥地域や県南地域での自治体との協議については、企業誘致を進めていく上で、地方創生の観点から特定の地域に偏ることなく、各地に企業を誘致することが大事。豊肥地域では、地元野菜を使った冷凍カット野菜工場が進出後1年で増設するなどの例もあり、地元自治体と連携して地域の特徴をいかした企業を誘致することが重要。この事例では、豊後大野市や竹田市をはじめ、県の振興局とも連携して、農作物の生産を行う農業法人の立上げや、周辺農家からの供給体制づくりを支援している。加えて、豊肥地域においては、中九州自動車道の延伸が進んでおり、今後の企業ニーズの変化を見極めて対応していくことが重要と考えている。 ・県南地域においては佐伯港を活用した港湾利用型の企業の誘致を進めるとともに、佐伯市宇目で整備を進めるサテライトオフィスへの企業誘致を実現させるため、佐伯市とは整備にかかる補助金のみならず、人材確保の面などで連携して取組を進めているところ。 ・地元自治体とは常に情報共有を密にしており、一体となって企業誘致に取り組んでいる。特にサテライトオフィスの誘致については、働く場所にとらわれないIT企業等の誘致が可能となるため、条件不利地域を中心として他の地域にも広げていきたい。 ・市町村とは随時具体的な話をしているが、現時点では津久見市、佐伯市から案件はあがっていない。
	55	流通拠点整備推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・大分流通業務団地は現在49社が立地、分譲面積は35.4ha、分譲率は75.4%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和10年で起債の償還が終わるという計画をしているが、進捗及び目標としての達成見込みはどうか。 ・令和10年に完売を目指しているということだが、完売するという状況を県として確信しているのか。どのような販売戦略を持っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組として、経済情勢や企業ニーズの変化に応じ、補助制度の創設・拡充や建設規制の緩和に係る都市計画の変更など、分譲を促進するための施策を実施してきたところである。これらの施策の効果に加え、良好な交通アクセスや近年の内陸部の工業団地への関心の高まりなどから、大分流通業務団地に対する引き合いが増えており、昨年度は8件と過去最高の分譲件数となった。令和10年度末の完了を目標としているが、少しでも早く完売できるよう、引き続き誘致活動に取り組む。 ・昨年度の誘致実績8件のうち、3件は大分市内の海岸に近い企業がBCPの観点から流通業務団地に立地したものであり、内陸の高台の引き合いが多い。今後もこの視点からセールスを推進する。また、九州の東の玄関口の拠点化が進む中で、物流企業からのニーズが高まると思われるので、その視点からもセールスをしていく。 	
	56	ジェイデバイス杵築工場の閉鎖について	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェイデバイス杵築工場が今後2年間を目処に閉鎖する予定となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・杵築市のジェイデバイス杵築工場の閉鎖にかかる従業員の雇用情勢はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は約500名、その内他工場に異動する従業員は約200名、残りの約300名は退職する予定となっている。先月13日に大分労働局長、杵築市長ほか関係者をメンバーとした連絡会議を開催し、退職する従業員への再就職や生活支援を行政がしっかりと連携して取り組むことを確認した。今後は、人材を求める企業を掘り起こし、従業員と企業とのマッチングなどを行っていく。 	
	57	中小企業振興費について		<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の税率引上げで、ポイント還元事業を受けている中小企業は大分市などの都市部がメインである。周辺市町村の中小企業はどのような取組であったのか。 ・ポイント還元事業に参加している市町村ごとの事業者数はどうか。 ・ポイント還元事業について、知り合いがキャッシュレス決済を導入しているが、5%還元を受けられる店舗なのに、その営業マンがその旨を説明せず、還元制度を適用していないと聞いた。その点の指導は何かしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村の事業者に対しては、県下各地で開催したキャッシュレスフェア等で事業説明を行うとともに、新聞広告やホームページへの掲載を行い、広く周知をはかった。また、各商工団体を通じて、文書通知や振興局単位で実施した経営指導員等合同研修会で説明した。 ・県全体で5,140店、そのうち大分市が2,203店、別府市が638店、その他300店台が2市、200店台が2市、100店台が4市、100店未満が8市町村となっている。 ・ポイント還元制度の登録申請は、事業者が決裁事業者に対しポイント還元事業に登録する意思表示をすれば決裁事業者が国に登録申請手続をすることになっている。その事業者もキャッシュレス決済事業者に伝えれば手続ができる。 	
	58	太陽光発電について		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用太陽光発電の余剰電力の売電等が今年11月に終了するが、県内の動向はどうか。 ・また改正フィット法によって2017年3月31日までに電力会社と接続契約をしていなければならないとされたが、これにより認定取消しが県内ではあったのか。 ・契約をしても10キロワット以上の太陽光発電設備では運転開始が3年間以内に実施と期限がつけられたが、これに該当する事業者は県内ではどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の公表資料によると、全国で今年の11・12月に53万件が終了となる。県内では、九州電力等の情報により、約1万件が今年度末までに終了すると推計している。県においては、県エネルギー産業企業会の補助事業により、県内の新電力会社がFITが終了となる家庭がエコキュートを昼間運転することによる電力消費パターンを検証する実証試験を支援している。この取組は、卒FIT家庭の経済的メリットだけでなく、昼間の電力需要を増やすため、九州で行われるようになった太陽光発電の出力制御の抑制が期待できる。 ・改正フィット法による県内の認定取消しについて、今年8月の経済産業省の総合資源エネルギー調査会の資料によると、事業用については、全国で約2,070万kWの失効が確認済としている。県内は、経済産業省のホームページから12,370件、723,214kW以上が失効していると思われる。 ・太陽光発電の操業開始期限については、昨年12月に資源エネルギー庁が公表した太陽光発電の未稼働案件への新たな対応が発表され、平成29年4月のFIT改正でも運転開始期限が設定されなかった全国1,100万kWの案件にも実質的に運転開始期限が設けられたが、県内の状況については、公表されている資料からは不明である。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工観光労働部	59	障がい者雇用総合推進事業について			<p>・「障がい者雇入れ体験の実施件数」が30年度で161件とあるが、体験した障がい者の人数は何人だったのか。また体験をされた方のうち雇用に至ったのが99人ということだと思うが、雇用体験した方々で雇用に結びつかなかった方の理由はどんなものがあるか、今後雇用の場を見つけるためにどうすればよいかの検討はされているか。</p> <p>併せて、この事業で、企業の人事担当者を対象に精神障がい者・発達障がい者職場サポーター養成研修を行っているが、実施企業での雇用と障がい者の働きやすさなり、企業における会社貢献度の向上なりの成果が得られているのかということ把握しているか。把握していれば概略を教えてください。</p> <p>・障がい者雇用の課題について把握し、障がい者にとって働きやすい環境づくりをお願いする。また、いろんなことを想定する企業の方々が参考となるような資料が調べばよいと思う。(要望)</p>	<p>・体験した障がい者の人数は154人。雇用につながらなかった理由は、対人関係で適応できない、思っていた仕事と違い就労に不安があるなど。雇用の場を見つけるための検討としてこの事業のデータを分析し、今後の障がい者の就業につなげることは大変重要と考え、委託先の障がい者就業・生活支援センターが職場実習に行った障がい者の状況を分析し、その後の就労支援にいかしている。</p> <p>サポーター養成研修の成果については、アンケートによると受講企業の9割以上が非常に満足あるいは満足と答えている。具体的には、今後の採用活動や新人研修に役立てることができるといった意見や障がい者就業・生活支援センターなど就労の支援機関とのつながりができたとの感想がある。実際に、29年度の実業企業55か所のうち11か所が、その後、職場の環境等を整え、職業訓練や雇入れ体験を活用して障がい者を雇用している。</p>
	60	六郷満山開山1300年記念観光推進事業について			<p>・参加人数や全国発信等事業の効果について教えてください。また今後の国東半島の観光振興にどうかしていくのか。</p> <p>・今回の事業を一過性で終わってほしくない。また国東半島の素晴らしさをぜひ伝えてほしい。今後もいろいろな全国イベントが県で開催される。商工観光労働部だけでなく、盛り上げたあとにも続くようにしてほしい。(要望)</p>	<p>・参加人数は、期間中、ツアー旅行や文化財特別公開、寺院ライトアップなど様々なイベントが行われ、前年の2倍を超える7,632人の参加があった。</p> <p>事業効果については、期間中に実施した僧侶が直接案内する峰入りツアーが好評であったことから、今年度も継続して同様のツアーが催行される。また地域観光協会と寺社の有志で構成する「宇佐国東半島を巡る会」が今後も継続的に誘客活動に取り組む体制として構築された。</p> <p>全国発信について、平成29年度は、イベントとして「六郷満山展」を九州国立博物館で開催したほか県立博物館や県立美術館でも関連展示を行った。また昨年度は、CMの活用や東京でのシンポジウムの開催などにより広く発信した。</p> <p>今後の国東半島の観光振興について「宇佐国東半島を巡る会」では、国の補助事業を活用しながら、文化財や観光施設のインバウンド向け多言語翻訳システムを導入し、欧米・大洋州を主なターゲットとして誘客を図っている。関係市町村も「国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会」を新たに発足し、インバウンドの取組を始めており、県も支援する。関係市町村や観光協会のみならず構成寺社も一体となり、自らが誘客に取り組む機運が高まっており、今後とも国内だけでなく海外への情報発信にも取り組む。</p>
	61	医療機器産業参入加速化事業について			<p>・医療等現場への19機器の補助の導入実績について、どのような機器がどの程度導入され、目標に対して成果はどうだったか。</p> <p>・24機器の追加ということだが、単年度か。延べ登録数としてはいくらかあるか。ヒット商品につながったものはあるのか。機器の登録を通じて売上げを伸ばした会社はあるか。</p>	<p>・リハビリテーション用電気刺激装置6件、車椅子用脱着式足こぎユニット6件、患者のベッドからの転落防止のための見守りシステム2件などを病院や特別養護老人ホームなどに導入した。</p> <p>施策の成果目標としては、普及促進補助登録機器数を掲げており、目標13機器に対し24機器の登録となっており、184.6%の達成率となっている。</p> <p>・24機器はH30単年度の実績。今年の経過も合わせて36機器ある。支援した企業に聞き取りしたところ、全部ではないが登録した8社の売上げはH27の4億2千万円と比べて、H30には7億6千万円と8割伸びている。</p>
	62	インバウンド推進事業について			<p>・訪日教育旅行について、事業としてどのようなことをしたのか、どのくらいの予算を付けたのか詳細を教えてください。県内の子どもが海外に教育旅行に行くことについてどのように考えているか。</p> <p>・590万円の予算の使い方が見えていないように思える。誘致に向けた具体的な活動をしてもらうことが大切だと思う。情報発信だけでなく、具体的に人を出して現地に売り込みに行くことが必要と思う。ツーリズムおおいたの教育旅行誘致担当者等に精力的に動いてもらえるようお願いするのは。来年度に向けて検討してほしい。長野県では高校の校長出身の方が教育旅行誘致のセクションにいるようだ。先進地の事例も参考に、より誘致できるよう検討してほしい。</p>	<p>・昨年度は、県事業だけで25県の訪日旅行を誘致し、県全体では83件の訪日教育旅行があった。事業内容は海外への情報発信や関係国に出向いて働きかけを行っている。予算は年間約590万円で、情報発信の強化や受け入れる学校の諸経費の支援も行っている。逆に国内の学校が海外へ行くことについては、各学校や部活の単位で相手校と友好関係を結ぶといったプログラムを盛り込んで進めている。</p> <p>・ツーリズムおおいたの職員が、今、台湾で個別の学校を4校回って誘致の営業をしている。観光局もツーリズムおおいた任せでなく、担当職員が一緒になって行っている。来年度以降に向けてしっかり種をまいて、精力的にこちらから出向きながら誘致につなげていきたい。</p>
	63	電気通信格差是正事業について		・事業実績が0件となっている。	<p>電気通信格差是正事業について、結局事業としては働きかけたものの0件だったようだが、今後の方針はあるか。また当初予算で2,500万円計上していたが、決算事業別説明書では予算額がゼロになっているがどうということか。</p>	<p>現状、99.97%で携帯電話が通じる一方で、不感地帯もあり事業を継続している。昨年度A社の携帯電話が通じるよう事業を実施しようとしたが、住民からB社の方がいいという要望があり、調整が難航して事業実施に至らず、現在調整をしているところ。豊の国ハイパーネットワークを活用し事業費の削減を検討しており、今のところ2自治体から来年度実施したいとの声が上がっている。決算については、年度途中で事業実施ができないとわかった段階で補正で落とすと思われるが、一度確認したい。</p>

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
農林水産部	64	家畜伝染病予防事業について	<ul style="list-style-type: none"> 豚コレラが平成30年9月に岐阜県で発生し、愛知県などに感染拡大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の豚コレラの防疫体制はどうか。 県内のワクチンの保存や使用期限の状況はどうか。 ワクチン接種による風評被害対策は入念に立てられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年9月の国内初発生以降、養豚農場における病原体の侵入防止を徹底させる巡回指導を家畜保健衛生所が実施。飼養豚に異状のないことを確認し、豚コレラの特定症状を示した場合、早期に通報するよう指導を徹底している。 感染拡大した今年3月から、九州以外から種豚候補豚を導入する際には、豚コレラの検査を実施し、陰性を確認している。 豚コレラワクチンは、国が150万頭分を管理。現在、野生イノシシの陽性例が確認されている県で予防的ワクチン接種ができるよう、国が法改正を行ったところ。また、新たなワクチン製造も開始されている。 ワクチン接種による風評被害については、平成12年まで国内の飼養豚にはワクチン接種が実施されており、人体には影響を与えないことが既に確認済みである。このことを国、県がホームページ等で広く県民に周知し、正確な情報を随時伝えることで、風評被害を抑えるよう尽力する。加えて、口蹄疫及び鳥インフルエンザが発生した場合は全て殺処分しており、発症している個体が人の口に入ることはない。 	
	65	メガソーラー建設（林地開発許可）について	<ul style="list-style-type: none"> メガソーラー建設による里山の荒廃が進み、災害が起きることを危惧している関係住民がいる。 臼杵市のメガソーラー建設事業では、林地開発許可申請はまだ出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状において、林地開発許可審査要領に規定する「地域住民との合意形成」がなされているという認識か。 合意形成について、県として事業者に対してどのような指導を行うのか。地域住民との協議、協定は大事だと思うが、県が指導しても協定を締結しない場合はどう対応するのか。 経済産業省の認定を取った事業者とは別の業者が地元説明に来ているが、県としてどのように指導していくのか。また、説明を行う業者は事業を引き継いだと説明しているが、経産省の認定の変更がなされていない状況にある。県は実態をつかんでいるか。 県として、引き続き林地開発許可に係る四つの基準の順守に加えて、協定の締結についても、しっかりと指導していく立場を取り続けてほしい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可については、国土保全や水源の涵養など、森林の有する公益的機能を維持させる観点から、審査要領に基づく四つの基準（災害の防止、水源の涵養、環境の保全）について審査している。特に環境の保全については重要と考え、関係市町村又は自治会・町内会等との環境保全に関する協定の締結等による地域住民との合意形成を求めている。 臼杵市のケースでは、現時点で協定の締結等を確認できていないため、地域住民との合意形成がされているとは判断していない。 事業者に対し、地域住民への丁寧な説明を行い、生活環境の保全が図られるよう、合意形成について粘り強い行政指導を継続していく。協定を結ばないこととならないよう、真剣に行政指導を続けていきたい。 経産省の認定を受けた事業者が、設計・施工や用地交渉などを他の業者に委託して実施するケースがあることは承知している。その場合には、地元説明において事業者との関係を明確に示すよう指導している。 事業者の実態については、中部振興局で調査しており、当初の業者から現在の業者へ事業継承し、経産省への変更手続きも申請中であると現時点で把握している。 	
	66	主要種子の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月に主要農作物種子法が廃止された後、県では「大分県主要農作物種子制度基本要綱」を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 12道県で種子条例を制定しているが、なぜ本県では条例化していないのか。また、今後条例化は検討しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要農作物種子法廃止後も優良な種子を生産供給できるよう、法の規定を踏襲した大分県主要農作物種子制度基本要綱等を整備し、廃止前と同様の業務を継続実施する体制を整えている。法廃止後1年が経過したが、農業の現場に混乱等は生じておらず、現在のところ要綱等によってしっかり対応できているものと考え。 条例等の検討については、現在、いわゆる種子法を復活する法案が国会で継続審議中。また国では都道府県間の連携による広域的な種子の供給体制について検討が進められている。今後はこうした国の動向や、本県における種子生産等の状況をしっかりと注視しながら、引き続き安定的な種子生産の体制維持に努めていく。 	
	67	日米貿易交渉の本県農林水産業への影響について	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月に日米貿易交渉が最終合意に達した。 	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易交渉の最終合意を受け、本県農林水産業にどのような影響が出ると考えているか。 輸出については弾みがつくかもしれないが、県内農業では輸出が主ではない。県産牛肉の販路など、輸入牛肉についての対策はどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県農林水産業に関係すると考えられるのは、主に牛肉の関税引下げであり、安い価格帯の牛肉が多く日本に入ってくることで、ホルスタイン等の低価格帯の牛肉価格に影響してくることなどが考えられるが、本県が振興する「おおいと和牛」のような高価格帯の牛肉は輸入牛肉とは競合しないものと見込んでいる。 米国向けの牛肉輸出については、低関税枠が拡大されることで和牛の輸出に弾みがつくものと考えている。 牛肉の輸出入量については、関税のみならず、消費動向、米国の生産余力、現地相場、為替など様々な要因で変動するため、今後の動向について注視しながら進める。 県内の農林水産業を守り、強くするという理念のもと、生産基盤の強化の支援、生産性向上、高付加価値化に取り組んできた。肉用牛に関しても、クラスター事業等を活用しながら基盤強化を図ってきたところ。引き続き取組をすすめて、影響を最小限に抑えるよう努める。 	
	68	⑥ 農福連携農業労働力マッチング支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携のニーズは多いが、休憩所やトイレ整備の負担が大きいとの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方向性として、国直接採択事業による休憩所や屋外トイレ等の整備に対する助成が挙げられているが、現状はどうか。 農家が助成制度を知らない可能性もあるため、制度の周知をお願いしたい。（要望） 雇う側に障がい者に対する理解不足も感じるため、理解促進も含めてフォローしていただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 国の直接採択事業である農山漁村振興交付金において、農業経営体が障がい者を受け入れるための施設整備に対する助成を行っており、交付率は2分の1以内、上限額は50万円です。トイレ等が整備できる。当該事業の九州全体の実績は、平成29年度が4件、30年度は6件となっており、現時点では本県での活用はない。 	
69	離農者の状況について		<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者数は248名とのことだが、離農者数とのバランスの観点から、「単純に高齢や後継者不足等でやめた人数」「新規就農したが続けられず離農した人数」を伺う。 新規就農1,101人のうち離農者が205人というのは、県の認識では多いのか少ないのか。 移住者への支援は充実していると思うが、より新規就農へのハードルを下げるため、このくらいの土地でこのくらいの収入が見込めるといったことを示せるとよい。（要望） 離農者の土地がそのままにされると鳥獣被害も増えるが、由布市では離農した人の土地を新規就農者に貸し付けるなど、活用している例も見られる。引き続き、さらに良い新規就農者確保の取組をお願いしたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスによると、基幹的農業従事者は平成22年から27年の5年間で4,146人減少している。その約60%の2,461人が70歳代で、高齢によるリタイアであると推察される。 平成25年から29年の5年間における新規就農者全1,101人のうち離農者数は205人、率にして18.6%。内訳では、自営就農者は667人のうち54人(8.1%)が離農、雇用就農者は434人のうち151人(34.8%)が離農している。 これが多いか少ないかは回答しがたいが、県としては、末永く農業に従事していただきたいと思う一方、離農の理由は、体調不良や農業と合わず転職したことなどが占めており、やむを得ないところもあると考えている。 		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
農林水産部	70	農林水産物輸出需要 開拓事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の事業開始以降、取引量が拡大した品目は何か。 ・海外コーディネーター2名の選考基準、業務内容はどのようなものか。 ・農産物に対する輸入規制の厳しい国が多く、少子高齢化により国内生産量も減少していくと思うのだが、そのような中で海外展開していくメリットは何か。 ・日本の食料自給率が大変低い状況なので、国内需要に計画的に回すのが先ではないかと考え、こういった質問をした。国や県の予算を使うことにより、生産者の手取りがいくら増えるのかが問題だと思っているが、梨やブりが国内以上の価格で売れるという説明を受けて理解できた。 ・フィジーの日本大使館で日本食をいただいた際、食材は米を含めて日本からは持ち込まず、ベトナム産などと聞いた。輸出は簡単にできると思っていたが、なかなか難しいようだ。梨やブり、丸太といった国内での需要が少ないものについては是非頑張ってもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な品目では、平成29年に解禁となったベトナム向けが好調な日田梨や、マレーシアやタイへの拡大が顕著な高糖度かんしょ(甘太くん)、29年に輸出が解禁された台湾を中心とした牛肉、中国・韓国・フィリピン等向けの丸太や製材品において取引量が順調に増加している。 ・海外コーディネーター(販路開拓調査員)には、農林水産物等海外プロモーションへの支援、流通情報に関する定期レポートの提出などを委託し、シンガポールとアメリカへそれぞれ1名設置した。なお、ブランドおおい輸出促進協議会員の知識も蓄積されてきたことと、コーディネーターとの関係が強固になり、情報収集や活動の側面支援など、必要に応じてアドバイスを頂ける関係となったため、31年度からは設置していない。 ・人口減少に伴い国内需要が減少する中、拡大が見込まれる世界全体の食市場の販路開拓が重要。加えて、国内市場と比べ有利販売が可能な産品等については、海外マーケットへ展開し、生産者の所得向上を図っていくことが大事だと考える。 ・例えば、養殖ブリについては、生産過剰により国内向けの生産調整が行われている中、国外向けの生産拡大を図り、需要が見込めるアメリカや中国に向けた輸出拡大に取り組んでいる。また、日田梨の大玉果実是国内での需要は低い、台湾等では中秋節や春節に向けて需要が高く、高糖度かんしょ(甘太くん)については、国内では出荷サイズに満たない小型のものが、タイやシンガポールではニーズが高いことから有利販売に結びついている。
	71	県産いちご「ベリー ツ」産地・流通拡大 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ベリーツ」の生産者数は目標を上回ったが、累計作付面積は目標を下回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果において「いちご農家に占めるベリーツ生産者数は73.8%と目標66.7%を上回った」と記載しつつ、成果指標は20haの目標に対し実績は7haとなっているのがよくわからないので、説明してほしい。 ・作付面積が目標に達していない理由と、問題点や課題について伺う。 ・販売先との関係で「ベリーツ」に転換できないとの声もある。福岡では「あまおう」、佐賀では「さがほのか」など、他県では県で1つの品種を定めて、大量に市場に持ち込むと聞くが、大分県は量も少なく、1つの品種に定まっていない。課題を解決して、大分県の「ベリーツ」を頑張ってもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベリーツの植付けは平成29年度から始め、栽培農家戸数は29年度の19戸から30年度は160戸に大きく増えた。しかし栽培面積が0.9haから7haと大きくは伸びなかった理由は、試験的に小規模で植えようとする栽培農家が多く、1戸当たりの栽培面積が増えなかったことによる。プロジェクトチームを立ち上げ「ベリーツ」の推進を行ったが、新しい品種に対しての栽培技術面と労力面の不安感から面積が伸び悩んだ。 ・技術面では、「ベリーツ」が「さがほのか」と比べ生育が旺盛で、樹勢に対応した栽培管理ができるかという不安に加え、6月頃までの長期出荷に関して、春先以降の品質低下や収穫量減少の不安が大きかった。 ・労力面では、旺盛な樹勢で管理作業の増加が予想され、家族労力や雇用労力など既存労力での対応ができないのではないかと不安があった。 ・技術面の解決として、栽培マニュアルの随時改訂を実施し、各地14か所に設置したモデル実証圃を活用した改善・実証や、研修会・個別巡回指導を通じた技術指導などを重点実施した。その結果、全てのモデル実証圃で「さがほのか」と同等の収量性を確認した。令和元年度は40a~50a規模で全面的に「ベリーツ」へ転換した生産者も生まれている。 ・労力面の改善では、効率的な作業方法、タイミングなどを試験結果も踏まえ指導している。また、全体の3割を占める出荷調整作業(パック詰め)について、パッケージセンター活用による省力化を通じて、栽培管理の重点化を推進した。 ・栽培経験が増すほど不安感の軽減に繋がるので、引き続き、試験研究や現地実証を重ね各種課題の解決、技術の向上に関係機関・生産者と一体となり取り組む。 	
	72	ため池等整備事業に ついて		<ul style="list-style-type: none"> ・ため池2,150か所のうち530か所を改修したとあるが、危険なため池で改修されていないものはどれくらいあるか。また、改修完了までにどの程度の期間を要するか。 ・自然災害が多発しているが、ハザードマップにため池の状況は反映されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・530か所は、ため池全体における整備済みの箇所数であり、県では、決壊した場合に下流域への被害が想定される防災重点ため池を中心に整備している。その数は、今年の6月、西日本豪雨災害の関係で見直しを行い、現在1,112か所となっている。そのうち、整備済みのものが390か所、残りが722か所である。 ・ハード整備には時間を要するため、まずは緊急的にソフト対策を重点的にやっていく。ハザードマップを作るためには、ため池が決壊した場合に、どのくらいの範囲に影響があるかを示す浸水想定区域図が必要であり、令和元年度から2年度までの2年間で全ての防災重点ため池において作成する予定。それにより、まずは住民に決壊したときの影響を知っていただきたいと考えている。ハザードマップについては、影響度の高いところから順次作成していく。 	
土木建築部	73	⑦ 身近な道改善事業に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は狭い路肩や歩行空間の改善、防草対策など、地域住民にとって身近な道路に関する課題解消に向けた事業であり、平成21年度に6億円でスタートし、平成23年度に7億円、平成24年度に8億円とし、現在に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な道改善事業は大変需要の多い事業であり、昨年度も108か所事業着手している。予算はここ数年8億円で推移しているが、要望件数の多い事業として予算の増額をすべきだが検討はしているのか。 ・昨年度要望のあった件数を教えてほしい。 ・地元の要望が大変多いため、事業着手まで順番待ちの状況である。議会としても予算増額の要望をしていくべき。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、999箇所について対応を完了しており、地域住民の要望には応えられているものと考えている。 ・予算については、地域からの要望を踏まえ、今後もしっかりと要求していきたい。 ・昨年度の市町村や地元自治会などからの要望件数は84件である。事業着手との乖離があるのは、要望があったが当該年度に着手できず、翌年度以降に着手するものもあるためである。 	
	74	⑦ 身近な道改善事業に ついて		<ul style="list-style-type: none"> ・身近な道改善事業は多くのニーズがあるが、資材単価や労務単価が上がる中、8年間同額であるが、十分にニーズに対応できているのか。 ・財政課に予算の増額要望をしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、来年度の要望を各土木事務所からヒアリングしている最中である。 ・地域からの要望の内容が簡易なものか、歩道設置のような規模の大きなものかなど、要望の内容を確認した上で、予算要望をしっかり行いたい。 	
	75	砂防費(つるさき陽 光台のがけ崩れ)に ついて		<ul style="list-style-type: none"> ・つるさき陽光台のがけ崩れ問題についてはこれまでも質問してきたが「大分市や企業と協議する」と答弁している。また、「必要な対策を要請する」など言ってきたが、現状はどうか。企業や大分市との協議はどこまで進んでいるのか。本格的な対策はどのように検討されているのか。 梅雨や台風などによるがけ地からの大きな流出はなかったとのことだが、住民は不安を感じている。県、大分市から、がけ地所有者に本格的な対策を強く要請していかなければいけないと考える。 ・これからも地元の要望に対して、県、大分市が積極的に相談に乗ってほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・つるさき陽光台では、3月と4月に県、大分市、がけ地所有者の三者で、地元の自治会長他代表者4名に対して、対策方針について説明を行なった。 ・5月初旬には、がけ地所有者が法面の小段にある排水側溝の土砂の除去を実施し、雨水が法面を流れないような対策を講じている。その後、梅雨や台風などによる土砂の流出は確認されていない。 ・なお、大分市は、5月から市道の定期的なパトロールを始めている。 ・4月の地元との協議のなかで、自治会長から「梅雨の様子を見て次の対策が必要かどうか検討する」との話を聞いている。台風が過ぎた後の10月に地元で状況を確認している。今後も降雨後の状況を注視していきたい。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
土木建築部	76	公営住宅について	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に公営住宅管理標準条例(案)が改正され、保証人を義務付ける規定や税金の滞納がないことを入居資格とする例示が削除され、各事業主体の判断に委ねられることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算特別委員会で、国交省の公営住宅管理標準条例(案)について質問した。保証人や税金滞納問題など「全国の状況や県内市町村の状況も勘案しながら検討する」と答弁があった。その後の検討の経緯はどうか。 他県状況等についての把握も必要であると思うが、国交省の公営住宅管理標準条例(案)では、保証人の問題も税金滞納の問題も現状から考えてこうすべきであるというある意味で先進的な案となっている。大分県としても国交省の意向に沿って、保証人は求めない、税金滞納についても入居資格から外すという対応をすべきではないか。 公営住宅について、保証人の問題と税金滞納の問題は、入居申込者にとっては非常にネックとなっているため、県として標準条例案をもとに是非積極的に検討してもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、民法改正等に伴う条例等の見直し作業を進めており、その中で他県状況の調査を行ったところ、既に東京都は保証人を廃止する条例改正を行い、鳥取県は継続を決定している。その他の都道府県は、保証人継続で検討中のところが27県、廃止で検討中のところが13県、方針未定が5県となっており、まだまだ全国的な情勢は明らかになっていない。 なお、県内市町村は、保証人継続で検討しているところが大半である。 また、税金の滞納については、要件とする22県のうち1県のみが廃止を検討中である。 <p>・条例改正については、国交省の標準条例案の改正等も踏まえた上で全国状況や県内市町村の意向等、あらゆることを考慮しながら、最適な制度は何かを慎重に検討していきたい。</p>	
	77	道路の維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持修繕費は県道の草刈りをはじめとする維持管理に要する費用だと思うが、草がしげって見苦しくなってしまうのを見かけるが、いつも様々な機会に何とかならないものかと投げかけている。 道路の維持に関しては実施業者とどのような契約を締結しているのか。例えば、何月何日までに草刈りを完了することと言った業務内容として契約をしているのか、状況を教えてほしい。 特定の時期を通じて、美観を損ねないように維持管理すると言った内容での契約はできないのか。 市町村への高所作業車の購入補助などは検討できないか。 木を伐採した際の処分を県でバックアップできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持管理業務は、草刈りや災害に伴う突発的な崩土除去等の業務に対応するために、概ね10月から翌年の9月までの長期継続契約を毎年結んでいる。その契約の中で草刈りについては、路線に応じて1回ないし2回とし、1回の箇所はお盆前までに、2回の箇所はお盆前までと秋頃に行うこととしている。 基本的に草刈りは道路利用者が安全に通行できるように行っているが、ラグビーワールドカップや国民文化祭などの大規模イベントの際は、おもてなしの観点からも回数を増やすなどの対応をしている。 また、法面をコンクリートで覆うなどの防草対策を進め、コスト削減や省力化にも取り組んでいる。 高所作業車は道路管理者において手配していただきたいところであり、市町村への補助は難しい。 草刈り後の処分については、土木事務所で行っているため、そういった場合は、土木事務所に御相談いただきたい。 		
	78	綿田地区の地すべり対策について	<ul style="list-style-type: none"> 綿田地区の災害が発生してから2年半が経つ。これまでの地すべり対策事業に関する累計の事業費・実績、現在の状況について教えてほしい。 今回の地すべりに関する資料を土木事務所、砂防課の方で冊子してくれた。非常に貴重な資料になると思う。50年前の資料が土木事務所にあり、今回非常に参考になったと聞いている。災害史が今後の砂防・地すべり事業にいかされることを切に願う。また、綿田地区については、一応収束はしているが、今後も監視をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 綿田地区については、地下水を抜く集水井工10基と地すべりの動きを抑える鋼管杭工153本の整備する計画である。 平成29年10月より集水井工10基と鋼管杭工93本に着手し、平成31年3月までに緊急対策を完了させたところである。その結果、地すべりの動きは見受けられなくなった。残る鋼管杭工60本のうち平成31年3月より22本施工しており、令和2年度は38本を施工し、地すべり対策の完成を目指している。 なお、令和元年度までの事業費は、約17億9千万円で、残事業費は4億4千万円の見込みである。 また、平井川の砂防施設の復旧については、今年度完了予定である。 		
	79	地域協働型土木行政推進事業費について	<ul style="list-style-type: none"> 土木建築行政において、地域住民との協働関係を構築することは大変重要なことであると思うが、具体的にどのような取組を行っているのか。 地域住民のニーズを満たすのに必要な予算は確保されているのか。 地域の理解なしには、土木事業は進んでいかない。地域住民との対話は非常に大切なものである。豊後大野土木事務所に関しては、ケーブルテレビを活用した事業の広報をしている。情報発信も重要だと思うので、住民に情報が届くように、各土木事務所、建設政策課でも力を入れてもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協働型土木行政推進事業では、土木未来チャレンジ事業及び土木未来教室を行っている。 土木未来チャレンジ事業では、事業構想段階での県民ニーズを詳細に把握するための意見交換会や、道路河川の愛護精神の向上を目的とした清掃活動、社会資本整備に対する住民の理解を深めるための現場説明会などを行っている。 土木未来教室では、小中学生を対象に土木・建築のすばらしさを感じ、今後の地域づくりに関心を持ってもらうための現場説明会や出前講座を行っている。 平成30年度は36事業を実施している。内訳としては、玉田川清掃活動等の土木未来チャレンジ事業が22件、緒方小学校での出前講座等の土木未来教室が14件となっている。 予算については、地域住民の声を十分に聞いて、必要な予算確保に努めたい。 		
80	河川事業について	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止のために県も多くの施策を行っており、また、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も始まったところだが、台風第19号の被害を見ると、多くの河川の築堤が決壊している。いずれ検証委員会が発足し、原因の究明がされると思われるが、結局は計画流量をオーバーしたからではないかと考えている。 このことは大分県にも今後当てはまる可能性が十分ある。今年度の予算は雨量統計を見直すものや、パッケージ事業で事前に災害に備えて計上しているものがある。 台風第19号の被害や昨年度の事業成果を踏まえて、来年度以降どういう方針で河川整備を行っていくのかお伺いする。 ハザードマップについては、浸水域と浸水深がマップ通りという結果が出ている。防災と連携しながら、対応していただきたい。また、ハード整備については、今まで通りの計画では足りないのでは無いかと思う。こちらもしっかり対応をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 台風第19号については、史上最多となる13都県で大雨特別警報が発令される等の非常に大きな被害が発生しており、被害状況も現在調査しているところ。 大分県では、近年の降雨実績を反映させた新たな総合治水対策プランの策定に向け、洪水氾濫を防止するために必要な河川改修やダム・調整池の整備などのハード対策を検証することとしている。 引き続きハード対策としては、平成29年九州北部豪雨と台風第18号の改良復旧を実施し、また、事前防災となる玉来ダムの早期完成に向けて取り組む。あわせてハード対策だけでの対応は困難であり、水位計や河川監視カメラ、避難行動を促すハザードマップ作成支援などソフト対策も充実させていく。 今後、台風第19号による被害の検証結果が出たら、その結果を踏まえて検討対応する。 			

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
土木建築部	81	生活排水処理施設整備推進事業について			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の生活排水処理率の実績値と達成率を示していただきたい。また、それを受けて今回の評価をどうみるか。 平成29年度の伸び率は0.9となっているが、おそらく平成30年度も同じような伸び率だと思うので、その評価もいただきたい。 9月の集計で生活排水処理率50%内の市町村がどれくらいあるのか。それらの市町村に対して県がどのような支援を行っていくかということについても伺いたい。 意識向上の普及啓発というのは土木の公園・生活排水課の事業として必要なか。生活環境部で環境教育や水環境などの普及啓発の取組を行っているので、この事業の取組の効果を教えていただきたい。 各市町村の担当者の意識啓発が必要だと思う。是非一堂に会して、この生活排水処理率をどうするかという協議をしていく場を設けていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末の生活排水処理率は76.9%である。処理率をいかに向上させるべきか、色々な取組をしている。 公共下水道については多額の経費がかかるなどの理由でなかなか進まないところについては、公共下水道区域から外して合併処理浄化槽区域への切替えを行い、合併処理浄化槽区域を広げている。 合併処理浄化槽に関しては、令和元年度から宅内配管についても補助が出るようになり、最大約6割の補助となったことがより合併処理浄化槽への転換促進につながっていると考える。 今年の8月に18市町村すべてを回り首長を訪問し、処理率向上への協力を依頼した。補助は国・県・市町村セットの補助となるため、未だ制度ができていない市町村へ補助制度の創設などの依頼を行った。 一般的な啓発活動については、各市町村のふるさとまつりに行き、合併処理浄化槽の費用や補助について、市町村と一緒に周知している。また、学校へ出向き、生活排水処理の大切さを学ぶ機会を設けている。 いずれにしても、市町村と一緒に生活排水処理率を上げていきたいと考えている。
	82	道路・河川の草刈りについて			<ul style="list-style-type: none"> 毎年、地域の団体が河川や道路の草刈りを行っているが、年々、高齢化により作業が困難となっていたり、人口減により従来より作業時間を要し、単価が作業に見合わない現状となっているが、これらの状況をどのように認識しているのか。 単価を少し上げても業者に依頼するよりは、安いと思われるが、来年度に向けて予算の増額は考えられないのか。 大幅に単価を引き上げる必要はないが、是非、増額をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアが高齢化していると言う声は聞いている。作業に時間がかかったり草刈り後の処分に困っているなどのことがあれば、土木事務所へ御相談いただきたい。 現在、河川に関しては、平米当たり8円で依頼しているが、これは鎌や軍手、消耗品相当額と、障害賠償責任保険の費用を考慮している。現状は、河川や海岸の意識向上のために地元の方をお願いしている。高齢化等で実施が困難な地域については、河川愛護団体や企業にも依頼している。
	83	道路改良事業について			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の道路改良事業のうち、別府市で実施された主な事業について伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県単の道路改良事業の主な箇所については、東山庄内線の城島工区や別府山香線の野田工区などである。
	84	県道鉄輪亀川線について			<ul style="list-style-type: none"> 県道鉄輪亀川線について、別府医療センターに向かう救急車が亀川の新川踏切で足止めされる場合があり、改善を求める声がある。高架化などを検討できないか。 新川交差点の朝日小学校付近は長年の課題であり、そこに着手していただくと大変ありがたいと思うが、救急車が1分、1秒を争って病院に向かっており、信号だったら通過できるが、踏切はどうしても待たなければならない。長年の懸案であり、要望もでているので、今後の改善に向けて検討できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の箇所は、都市計画道路南立石亀川線として、鉄道を跨ぐ高架形状で昭和47年に都市計画決定されている。 当箇所については、五差路交差点の直近に踏切があり、多くの課題があると認識しているが、まずは、現道対策として、老朽化した暗渠の補修工事を行っているところである。 同路線については、新別府病院から朝日小学校までの区間を昨年度事業化しており、当面は、その事業進捗に努める。 現在の都市計画決定は、国道10号の橋梁直近で鋭角に接続することや、鉄道部の建築限界、歩行者の動線など、構造的な課題が多く、事業費も莫大になることが予想される。このため、考えられる対策としては、ルートの再検討や、他の路線、例えば国道10号と平行し、日豊本線よりも医療センター側にある都市計画道路山田関の江線等の整備などが挙げられるので、今後そういったことも含めて検討を進めたい。まず当面は、事業中箇所の事業推進に努める。
	85	建設業構造改善・人材育成支援事業について			<ul style="list-style-type: none"> 高校生向けの現場体験学習会の実施によって、建設業のイメージがよくなったという学生が66.6%いたとの説明があったが、例えば福祉部門など、各方面で人材確保に苦労している。この事業がどのような形で行われたのか、具体的な方法を教えてほしい。 高校生の体験学習、いろんな分野で学べたらいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度は、県立の建設系の学科を持つ4つの高校で実施している。例えばインターコンチネンタルホテル、武道スポーツセンター、中津日田道路、玉来ダムなどの現場を見てもらった。その中で、参加した生徒の皆さんに、現場の仕事内容等を見てもらって、その結果、こういう現場で頑張りたいという学生がこの割合いたるところである。

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
議会事務局	86	議会事務局の職員数について	<ul style="list-style-type: none"> 職員30人で議会事務局を運営している。昨年度を振り返ると広報活動での出前講座も非常に人気があり、議会広報誌のページ数を増やす取組や、特別委員会の視察・意見のとりまとめ・報告、日台議員連盟での海外案件などがあつた中で、昨年度は30人でよく乗り越えたなと感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ぜひ来年度に向けて議会事務局の人員増を進めていただきたい。政策立案機能をもっと強化し、議員のサポートにも力を入れていただくためにもお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局の業務は、議員活動の積極的なサポートと考えている。職員数を分析すると、議員総数に対する職員数の割合は、九州・沖縄県平均の約86%に対し、大分県は88.4%となっている。知事部局等の職員数は、行財政改革前の平成15年度の82%まで減っているが、議会事務局は91%となっており、他部局に比較すると職員は確保できている。職員の定数については、県庁全体の枠組みの中で検討されるものであり、必要に応じて人事当局に要求していくが、まずは効率的に最大限の成果を出すよう精一杯取り組んでいく。 	
人事委員会事務局	87	面接技法研修会について	<ul style="list-style-type: none"> 同じ面接委員が全員を面接することはできないので、面接委員の評価する技能を均等にしていくことが非常に大事だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の対象者はどのような人を対象にして、具体的にはどのような研修を行ったのか教えてほしい。 公平な採用につながるよう努力してほしいが、講師はどのような方か教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 面接技法研修会は、面接委員に対して、各々の役割等の説明と面接に必要なスキルを付与するとともに、面接の精度を向上させる目的で毎年開催している。開催時期は、上級試験の面接前の7月と中級・初級試験面接前の10月に、人事委員会事務局並びに各任命権者の職員からなる面接委員に対して行っている。 内容は面接の心得や実施手順、具体的な質問例、評価方法、質問禁止事項などを説明し、併せてDVDによる専門講師の模擬形式の面接を視聴し、人物評価方法についての知識を高めるという内容である。また、面接の精度を向上させるため、採用試験において適性検査を実施しているが、その結果についての研修を外部の講師を招聘して行っている。 講師は、面接の心得や実施手順等を人事委員会事務局職員が講師として説明し、DVDの中では専門講師が模擬形式の面接をし、それを視聴する形式で、適性検査の講師は大学の専門講師を招聘している。 	
労働委員会事務局	88	昨年度の労働事件の特徴について	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の労働事件は不当労働行為事件3件、労働組合資格審査3件、労働争議調整事件2件となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働力不足の中で、ある意味売り市場になっている状況にあると思うが、30年度の事件の特徴は何かあるか。 労働組合への加入率が低下する中で中小企業で働く方々がどうしても困って、一人で加入できる組合に加入した上での取組のようであるが、労働者個人がトラブルに巻き込まれたときに労働者が個人で労働委員会に救済を申請するということが、ここ数年でみたときに案件としてあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度を含む近年の特徴としては、全国的な傾向でもあるが、企業の枠を超えた、地域単位の労働組合で、主に中小企業の労働者が個人で加入できる、いわゆる合同労組に関わる案件が増加しているということ。30年度の不当労働行為事件3件はいずれも合同労組による申立てであり、2件の労働争議調整事件についても、合同労組に関わる事案である。 労働組合のない中小の事業所では、解雇や賃金不払い、労働条件の切下げ等があつた場合、労働者個人では使用者とは対等に交渉ができないという状況があり、合同労組がその受け皿となっている現状があると認識している。 労働委員会では不当労働行為事件の審査や労働組合と使用者側との労使紛争の調整とは別に個別労働関係紛争のあっせんを行っている。これは労働者個人で労働委員会にあっせん申請ができるというもの。30年度は個別労働関係紛争のあっせん事案はなく、今年度は年度当初に1件あり、解決が図られたところである。 	
	89	労働委員会委員の拘束時間、報酬について		<ul style="list-style-type: none"> 労働事件の件数は多くないようであるが、労働委員会委員が年間どのくらい時間を拘束されているか教えてもらいたい。また委員報酬の決定はどのようになされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働委員会委員は月2回の定例総会に出席している。概ね年間で22回、1回の定例総会が30分から1時間程度の拘束時間。また、定例総会とは別に、事件に関しての打合せや申立人や被申立人に対する審問といった業務を行う時間などもある。 委員報酬は日額で、会長が3万円、その他の公益委員、労働者委員、使用者委員については日額24,600円となっている。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企業局	90	太陽光発電について	<ul style="list-style-type: none"> ・営業収益として太陽光発電電力料6,273万7,600円が計上されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、多くの太陽光発電事業者が、晴天が見込まれる土日に発電抑制を九州電力から要請され、企業局でも要請を受けたと思われるが、何日間、何時間程度発電停止を行い、どのくらいの減収になったのか。 ・5日間、120万程度の減収見込みについて、これを蓄電できていればその分を別の時間帯に九州電力に提供することは可能か。投資するだけの価値があるかは疑問であるが、検討をしたことはあるか。 ・再生可能エネルギーにどのように今後取り組んでいくか、それをより効率的に使うか、九電や送電会社と連携を取りながら議論していく必要があると思う。今後も様々な工夫をだしていただければと思う。さきほどの話で遠隔操作はできるようなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の九州電力からの要請により発電を停止した日数はトータル5日間、時間的には5日間とも朝の9時から16時までとなっている。また、減収額については、あくまで仮定の計算であるが5日間で約120万円程度の減収となっている。 ・蓄電池の関係については、投資するにしても金額的にはかなり大きいということで、検討する中では実現性がどうかというところ。ただ、現在、九州電力あるいは国でも再生可能エネルギーをもっと効率的に使う、太陽光発電を効率的にやろうという研究もしており、企業局の場合は朝から夕方まで停止だが、遠隔制御で発電を抑制する、逆に言うともし当日天候の状況で電力供給の余裕ができればその時間に太陽光発電を足し上げるとか、そういったルール作り、技術開発といった動きもあるので、そういう動きも見ながら対応していこうと考えている。 ・遠隔操作はできない。ただメーカーにこういう動きがあると問い合わせをして、改造できるかどうかといったことを調査中である。 	
	91	太陽光発電について	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の電力量がずっと横ばいできているが、メンテナンスはやっているか。やっているとしたらその頻度と30年度の費用はどのくらいかかっているか。 ・自宅に付けている太陽光発電が、昔から何もしないと毎年発電量が落ちてくる。発電量が落ちたことによる減収と落ちないようにするための支出のバランスはどうか。メンテナンスは目視の他、設備・機械とかパネルの状況についてどのようなことをすれば横ばいで発電力の維持ができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電については、メンテナンスの基準を設けて点検している。基本的には月2回職員が巡視を行っている。年1回、停電しての点検、5年に1回、もう少し詳しく点検を行っている。効率については、保証効率というのがあるが、日射の状況とかいろいろあるので完全に効率が高いというわけではないが、いずれにしても点検する中でパネルの破損とかそういったことについては目視・巡視する中で壊れたものの取り替え等を行っている。 ・太陽光発電で、発電量が落ちるというのは、パネルの表面にゴミとか溜まってだんだん受ける日射量が減っていくのが原因。そういうものを清掃すべきかであるが、清掃はしていない。なぜかという、パネルは傾斜させて雨洗効果、雨でゴミが洗い流されるだろうということ、雨洗効果があるので今のところ全体を大規模に清掃するということはない。ただ、巡視点検をしているので、例えば鳥が糞を落としたりとかそういうところがあればモップを使い清掃している。普通の水道水でやったらいいのかとかあるが、場合によっては水道水で清掃すると水の中のカルキ分が残ったりしてかえって良くないこともあるので、その辺は気を付けている。 		
	92	内部留保金について	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の資料では、いずれも予算ベースで電気事業は平成29年度では64億円、平成30年度では52億円、工業用水道事業は平成29年度では45億円、30年度では44億円となっている。決算ベースでの実績と今後の推移はどうか。 ・内部留保については、確かにリニューアルとか大規模改築とかいろいろあるだろうが、当初の予算ベースに比べるとやはり増えている。それは企業内努力もされているだろうけれども、これについて将来的な予測、それを見込んだときの推移等について、折れ線グラフでの資料を請求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業においては、決算ベースで平成29年度約71億円、30年度約66億円。予算ベースと比べると純利益の上振れなどにより内部留保金は増えているが、大野川発電所を皮切りに老朽化した発電所のリニューアルを順次実施するため、多額の資金が必要となる。そのため、内部留保金は令和18年度頃まで減少する見込みになっている。工業用水道事業においては、決算ベースで平成29年度約49億円、30年度約54億円。平成23年度の約103億円をピークに、給水ネットワーク再構築事業の実施により、平成30年度末に約54億円となっている。今後は、老朽化設備の補修や更新に費用がかかり、これまでのような純利益は見込めないため、令和14年度頃まで減少する見込みとなっている。 		
	93	消費税増税の影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税増税により、当然、水道・電気についても今後リニューアル資材等の高騰も予測されるが、事業収入について会計にどのようにこの増税分が影響するのか。 ・消費税については、確かに電気料金、工業用水道事業会計、転嫁をしていけば当然2%上乗せされるが、いろんなことも労働力も上がってくるわけで、消費税は関係ないが労賃も上がってくるということを考えたときに、消費税が8%に上がったときと比べて10%に上がったときは経営についてあまり影響に大差ないという認識でいいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業については、電力会社と相対契約のなかで10月の電力料金から消費税10%を乗じた金額で徴収をしている。工業用水道事業についても、第2回定例会で議決をいただいたとおり、給水に関する条例を一部改正して10月の使用料金から消費税10%を乗じた金額で徴収をしている。したがって、両事業とも増税分は料金に転嫁して徴収するため、事業収入が事業会計に与える影響はないものと考えている。 ・消費税の影響については、その都度転嫁をして、特に影響があったということは聞いていない。労賃アップ等もあるが、それも県全体の動きの中でやっていることなので、企業局としてもそういう動きを取り入れながら、契約等は設計段階で配慮している状況である。 		
	94	次期2年間の契約更改及び長期基本契約終了後の検討状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月に長期基本契約が終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は次期2年間の契約更改を控え、どういう方針でやるのか検討していると思う。またその契約更改と併せて令和8年3月に長期基本契約が終了し、一般競争入札に移行することになり、それに際し、国の政策とか他県の状況を見ながらということだが、どのような考えを持っているか。 ・電気事業は、いろいろと変動する状況があり、国、他県の状況を見ながら、計画的にどうするか早め早めに手を打つようにしてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約更改については他県の状況等も勘案して、基本契約がある間は続けていく方向で検討している。それから、令和8年の契約終了後の考えであるが、既に各地域電力会社との長期契約が切れている都道府県があるので、そういう都道府県の状況を見ながら、どのような入札、あるいはプロポーザルなどの方法が良いのか、今、検討している状況である。 	
	95	工業用水道事業の流動比率について	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業の流動比率が746.8%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業の流動比率(746.8%)がちょっと高すぎる気がする。総費用が18億円で現金が42億円、現金の持ちすぎなので、もっと運用に使うとか繰上償還するとかで、使った方がいいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金については、基本的には日々の支払いに充てる分が1億5千万円ほど両会計で持っているが、それ以外は定期預金等で運用はしている。当面使う予定のないものは債権等に回している部分がある。 	
	96	工業用水道事業の純利益について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の工業用水道事業の純利益は3億9,200万円、アクションプランで見込んだのは1億1,700万円となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業の純利益が昨年度5億6,200万円から今年度は3億9,200万円となっているが、アクションプランで見込んだのは1億1,700万円となっている。結局2億7,500万円上回った結果だが、アクションプランではかなり減額している。このことは今後改修費用がどんどんかかっていって純利益がだんだん見込めなくなる、当分見込めないということではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランを立てる際にはあくまでも収入は厳しめ、支出は最大限を見込んでいる。例えば災害が少なかったりとか、予定していた事業を都合により計画を縮小するとか、入札で不発札になったりした事情があれば費用が抑えられるので収益としては上がっていく。そういうことで実際には工業用水道事業の収益はプランより増えている状況にある。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
病院局	97	決算分析について	<ul style="list-style-type: none"> 総資本利益率は、数値が高いほど効率よく経常利益で稼いでいることを表したものの。 営業収益利益率は、当年度純利益/医療収益である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県病の総資本利益率は平成29年度は4.5%、30年度が4.0%だが、他県の公立病院と比較してどのような位置にあるのか。 営業収益利益率について、平成29年度は5.5%だが、30年度は3.4%と2.1ポイント減少している。この減少理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 総資本利益率を順位で公表したものはないが、総務省の地方公営企業年鑑によると、平成29年度は全国の地方公共団体の病院の平均は0.58%、うち都道府県病院の平均は0.73%であり、県病の4.5%はこれらに比較するといずれも大きく上回る状況である。 分母の医療収益は、患者数増による入院収益の増加や外来収益の単価増により約1億円増加した一方、分子の当年度純利益は約3億2千万円減少した。この主な理由は、平成30年7月に大規模改修第1期工事が終了したことに伴う施設の減価償却費の前倒し償却、特別損失が2億6,200万円生じたことや退職給付引当金繰入額の増などにより、給与費が約1億9千万円増加したことによるもの。これらの要因で、営業収益利益率が29年度に比較して減少したものの。 	
	98	消費税増税後の影響と対策について	<ul style="list-style-type: none"> 10月からの消費税率引上げとともに、医療収益に影響する診療報酬についても、今回の改定により10月から受診する患者に適用される。国の説明では、今回の診療報酬の改定内容は、消費税の増額に伴う病院負担を十分考慮したものとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月からの消費税率引上げに伴う影響と診療報酬改定の問題も含めた増税後の対策はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の決算数値から推計すると、消費税率が10%に引上げになったことにより、年間約1億4千万円程度の支出増が見込まれる一方で、今回の診療報酬の改定内容は、当院のような大規模病院では全てをカバーできないのではないかと懸念しており、今後注視していく必要がある。消費税の増税対策については、経営へのマイナスが極力生じないよう、各種ワーキンググループにより診療報酬の改定内容に沿った診療の実施方法の検討を行うとともに、手術室の効率的な運用、病床利用率や紹介率・逆紹介率の向上等さらなる経営の効率化に努めていく。 	
	99	医療未収金対策について		<ul style="list-style-type: none"> 医療未収金対策として、弁護士に2次委託をしているが、なぜ2次委託が必要なのか。1次委託した弁護士が回収できなかったものを別の弁護士に委託したとしても回収できないと思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話での催促や文書による催告、戸別訪問、休日・夜間の戸別訪問などを経てもなお回収困難なものについて弁護士に委託している。その弁護士に委託してある程度回収できてもまだ回収できない部分があるので、その部分についてさらに別の弁護士に委託して回収していただいている。弁護士とは1件当たりの回収額の3割を報酬として契約している。2次委託で取れる金額は少なく、平成30年度実績では約8万円回収できている。 	
	100	職員の労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の月平均超勤時間は、平成29年度は16.6時間、30年度は17.9時間。 勤務時間管理について、これまでの紙ベースでの管理からICカードによる打刻になる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 最も超勤時間の多い月ではどの程度だったか。また、その職種は。 ICカードで打刻した後に残業することがないように、管理体制をどう考えているのか。 ICカードで退勤の打刻をした後で職員が残業することのないよう、来年4月からの導入に向けて管理体制を整えてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度について、月80時間を超えた医師が169人、月平均で約14人程度。看護師は、おおむね月40時間を超えない範囲で管理している。 勤務時間の管理については紙ベースで対応しており、今後、知事部局と同様にシステムの導入をしていきたいと考えている。ICカードによる打刻については、各部署に設置する予定であり問題はないと考えている。 	
	101	職員の労務管理について		<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムのICカードによる打刻について、導入スケジュールはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月上旬に業者と契約して、これから仕様書に沿って協議していく中で、試験運用を2月、3月に実施して、来年の4月から本格運用していく予定である。 	
	102	医者の労働実態について		<ul style="list-style-type: none"> 医師は他職員に比べて平均超勤時間が長いようだが、その原因は。また医師は労働時間と自己研さんの時間に分けられるようだが、具体的に説明してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、医師は他職種に比べて非常に長く病院内に滞在するもの。その中には、診察や検査など直接的に診療に従事する時間のほか、患者の症例に関する合同検討会、治療方針決定など様々である。このほか、医師には、常にレベルアップを図るために、一般的な知識の習得や技術等の自己研さんの時間もある。 このように労働と自己研さんが混在していることから、本年7月、国の指針で患者に直接関わる部分に関しては業務、それ以外の学会準備等に関しては自己研さんといった方針が示されたところ。 これを踏まえて、医師と協議を重ね、20教項目にわたって労働と自己研さんを切り分けた合意書を作成した。今後はそれを基に、在院時間から色分けしていきたい。 	
	103	医者の労働実態について		<ul style="list-style-type: none"> 医師の自己研さんが業務として認められないようだが、医師自身が自らの能力を高めていくことが、ひいては病院や患者に還元されると思う。そういった観点からも、自己研さんが業務に認められないのは疑問があるがどうか。 人員が厳しい中で、多くの患者を抱えて大変だと思うが、医師をはじめ各職員が健康的に働けるよう留意してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の国からの指針に至るまでには、国でも相当の議論があったと伺っているが、受け持ちの患者等に直接的に関わる部分についての医師の自己研さんは業務としてもいいという指針も示されている。今のところはそういう形で切り分けるべきと考える。学会に直接参加する分に関しては業務とみなしており、今後も学会参加に関しては業務ということで、モチベーションを保ってもらえるような仕組みは続けていきたい。 	
104	非紹介患者加算料について	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月から、急性期病院と地域の病院の間で機能分担を進めるため、非紹介患者加算料が追加された。 	<ul style="list-style-type: none"> 非紹介患者加算料の平成30年度決算額はいくらか。また、非紹介患者の数はどうか。 非紹介患者の増減はどのような状況か。 かかりつけ病院との連携も含めて、当該制度が効果を発揮しているのか。また、平成28年以降、新規外来患者数が減少しているのはこの制度が影響しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 非紹介患者加算料は、平成30年度の決算額で1,621万3,334円。 非紹介患者の増減について、28年度の非紹介患者数は4,750人、29年度が3,761人、30年度が3,743人。ホームページなどによる広報活動や地域医療連携の推進により、非紹介患者数の減少の幅はだんだん少なくなってきている状況である。 病院の機能分化が進み、県病においても地域医療連携や退院支援に積極的に取り組んだことにより、紹介患者は増加傾向にあり、この制度は一定の効果を上げているものと思われる。 参考に紹介率は平成28年度が77.2%、29年度が82.3%、30年度は83.7%と年々上がっている状況である。 		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	105	小学校1・2年30人学級編制実施事業費、中学校1年30人学級編制実施事業費について	・30人学級は、平成16年度から平成20年度にかけて、小1・小2・中1と順次導入している。	・30人学級における学習や学校生活態度について、導入前と導入後はどのような変化が見られるのか。 ・成果を拡充するため学年の拡大を検討すべきではないか。 ・学年の拡充をすれば、子どもたちの学習面や生活面での影響はどう考えられるか。 ・30人学級の拡大は国がすべきことだが、県独自で先進的に小1、小2、中1に30人学級を導入している。対象学年を1年でも上げていく姿勢が必要。国の動向に関係なく県として導入できるのでは。1度に全学年ではなく、1学年ずつでも導入を検討すべきでは。 ・全学年に導入すれば多額の経費がかかる。例えば小学校6年生など、1学年でどれくらいかかるか。 ・30人学級の導入は、財源の問題もあるが、生活面の安定や学力・体力の向上に一定程度の効果も表れている。県として、1学年ずつでも良いので少しずつ少人数学級を増やしていくよう、前向きな姿勢を示していただきたい。(要望)	・小学校では小1プロブレムの発生率が32.3%から18.1%と減少。中学校2年生を対象とした県学力定着状況調査では、国語の授業が分かるとした生徒がH21の75.5%からH30では82.8%と増加。数学でも58.4%から66.9%と増加し、低学力層の割合も減少している。 ・30人学級の学年拡大は、国の加配定数の充実が不可欠。引き続き国に要請している。 ・きめ細かな指導による生活面の安定、学力・体力の向上など、一定の教育的効果が期待できる。現在、学習面では、小学校教科担任制や習熟度別少人数指導の充実を、生活面では、SSW等の専門スタッフも活用し、学校組織全体で対応するよう支援している。 ・30人学級の学年拡大は、国の加配定数の充実が不可欠。引き続き国に要請していきたい。 ・令和元年5月1日現在の児童生徒数をもとに算出した場合、各学年小学校で1学年増やすと人件費の増額により5億から6億6千万円の経費が必要。中学校でも5億5千万円程度が必要。	
	106	小学校1・2年30人学級編制実施事業費、中学校1年30人学級編制実施事業費について	・30人学級は、平成16年度から平成20年度にかけて、小1・小2・中1と順次導入している。	・さきほどの30人学級の質疑の答弁で、1学年30人学級を拡大したら、小学生で5億～6億円、中学生で5億5千万円程度必要と説明があったが、決算事業別説明書312ページに、小学校1年生、2年生の決算額として1億4,400万円余、中学生1年生で1億2,500万円余となっている。この数字の違いについて教えてほしい。312ページに記載されているものが、全て含んでいないという意味なのかどうか。 ・1年生の30人学級で、35人学級を30人学級にするために、やっているということは理解できたが、小学校2年生が加配、これを3年生以降に広げた場合に、5億～6億円という金額と1年生、2年生で1億4,400万円という金額との違いが理解できなかったの、もう一度教えてほしい。	・30人学級問題の答弁と、決算事業別説明書の記載の差は、小学校1年生については、既に国が35人学級を導入しており、その35人学級を30人学級にするための学級数の増になっている。小学校2年生は、国が加配措置をして35人学級になっており、それらを含めて算出している関係で小学校3年生以降について金額的なものが異なっている。 ・30人学級の増について、各学年ごとの追加学級数の必要定数、人件費の増額として5～6億円と算出している。 ・30人学級の追加学級、小学校3年、中学校2年生等の増学級については、40人から30人にする際の学級数の増をベースにして人件費トータルでいくら増えるのか算出している。事業別決算概要書は、30人学級の編制、中学校1年生の編制の部分については、増学級のうちの一部分を事業という形で計上している。	
	107	教職員の働き方改革推進事業費について	・教職員が心身ともに健康で能力を最大限発揮できる職場環境を整備するため、勤務時間を客観的に把握するシステム等を導入。	・市町村教育委員会によって義務制ではタイムレコーダーが導入されたが、長時間勤務の改善は見られたのか。例えば大分市内の義務制学校での長時間勤務の実態はどうか。 ・県立学校での管理はどうか。 ・時間短縮につながっているのか。 ・大分市議会で働き方改革が問題になったのは、大分市教育委員会で月80時間以上勤務をしている先生がいる点。タイムカードの記録だけでも80時間を超えている状況もあり、市教委と県教委とどのように連携しながら時間を減らしていくのか。	・小中学校教職員の勤務時間管理は各市町村で行うこと。一部市町村を除き、勤務時間を客観的に把握するためタイムレコーダー等を導入。大分市では、タイムレコーダーを昨年12月に全小中学校で導入したが、詳細は把握してない。 ・県立学校教職員の勤務時間管理は、昨年8月に全ての教員等を対象にタイムレコーダーを、事務職員等はパソコンの稼働状況により把握するシステムを導入。 ・県立学校では全職種の平均時間外勤務時間の8月実績で、前年度と比較し微減ではあるが39分減少した。 ・今後もタイムレコーダー等を活用した業務改善の取組を市町村教育委員会にも促し、連携して実効性ある働き方改革を推進する。 ・県ではタイムレコーダーの記録を集約して実態把握に努めるとともに、長時間勤務者への管理者による個別指導を行う。問題がある場合は各校長に指導助言し、校務分掌の割り振りを変えるなど、学校における働き方改革の推進に務めている。 ・県の取組を市町村教育委員会に伝え、連携して働き方改革を進めたい。	
	108	地域改善対策奨学金貸付事業について	・地域対策奨学金貸付事業は、県内の同和対象地区関係者の子弟で、高等学校等に進学する能力を持ちながら経済的な理由により進学後就学が困難な者に対し、貸付を行っている。 ・地域改善対策奨学金貸付事業では、約1億700万円が収入未済額として残っている。	・生活環境部や教育委員会でも様々な委託事業や推進事業等を行っているが、このような奨学金の返済について、同和団体とは協議していないのか。 ・協議していないのであれば、なぜしていないのか。 ・本人が奨学金を知らないと言ったが、意味が分からない。借りている本人が払うことが当然。親が借りているのか。 ・県が責務として債権回収すると言ったが、生活環境部を含め様々な委託事業を行っている。差別がまだある前提で委託事業を行いながら、奨学金について同和団体に関与させないのは、非常に変なものではないか。 ・地域改善対策奨学金貸付金について、他の委託事業でも個人情報の問題はあるが、それでも委託している。なぜこの奨学金だけ、同和団体が責任を持って取り扱わないのか。大学の奨学金だと本人が払っている。本人が知らないからというのは理屈にならない。もう1回答弁を求める。 ・子ども自身が奨学金の受給事実を知らないこともあるのはいかがなものか。在学中は保護者が借りて返済していても、卒業後は子ども自身が返済するようになる場合もあるという点で格差を感じる。この奨学金貸付事業については、しっかりと対策を講じて収入未済額を減らしていくという姿勢を貫いてほしい。(要望)	・貸与自体は、平成16年度に終了。返済は本人が奨学金について知らない場合もあり、人権に配慮して慎重に進めていく必要がある。 ・国の要綱には、事業の実施主体は県と定められ、県の責務として適正に債権回収を進めたいと考えており、運動団体とは協議していない。 ・本人が知らない場合とは、奨学金を保護者が本人に代わって申し込み、奨学金の性格上、連絡先を保護者にして、返還も保護者が行っているケースである。そのため、本人が奨学金を知らない場合はありうる。 ・個人情報の取扱いに十分注意する必要があるため、本事業では運動団体とは協議していない。 ・奨学生本人、親の氏名や住所等を運動団体に提供することになり、本人が知らないケースも多々あることから、人権に配慮していく必要がある。	
109	教育庁における障がい者雇用について	・昨年度、教育庁での障がい者雇用率の算定ミスがあり、法定雇用率を満たしていない問題があった。	・障がい者雇用率について、現状がどうなっているのか教えてほしい。	・障がい者雇用率は労働局に提出し、現在労働局で精査をしており、今後公表時に確定する。昨年、障がい者雇用率の関係で計画を出しているが、拡大に向け努力したい。 ・昨年の計画では、教員採用試験で8人としていたが、今回合格は2人。不足分は教育事務の採用や非常勤の採用等を行い、計画の実現に向けて努力する。		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	110	施設整備費（県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業）について	<ul style="list-style-type: none"> 大阪北部地震を契機に、倒壊の危険性がある高等学校のブロック塀等について、速やかな撤去やフェンス設置などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の翌年度繰越額が決算額の約2.3倍になっている。繰越しの傾向はどの施設でも同様だが、予算決定から事業実施までに時間が足りなかったのか。別の課題があったのか、状況を教えて欲しい。 ブロック塀の問題については、隣地との調整がつかなくて時間がかかったようだが、調整がつかずまで何も手付かずで進めていたのか、安全対策の観点から撤去だけは先にしたとか、そのようなことがあるのか。公的事業の性格からすると、協議が進まないで撤去そのものが出来ないといったことがあったと思うが、その間の安全面の配慮はどのようにされていたのか教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年9月の補正予算成立を受け、設計に着手したが、学校のブロック塀が敷地境界に設置されているものが多く、隣地住民や道路管理者との協議に時間がかかり、設計に約2ヶ月の期間を要した。ブロック塀の撤去とフェンス設置工事も、隣地住民等との調整や全国的なフェンス需要の増大による資材納入の遅れがあり、工期を延長せざるを得なかった。また、14件の工事のうち大分、別府、中津、日田、宇佐・高田地域の5件の工事が入札不調となり工事着手が遅れた。 入札不調となった大分、別府、宇佐・高田地域は3月末に契約、現在工事は完了。日田、中津地域は、再入札も不調となり、日田は5月末に契約、11月中旬に完了予定。中津は6月中旬に契約、10月末に完了予定である。 地元住民との協議については、協議が整うまでは工事にかからないというのが原則である。その間の安全対策としては、昨年の事故が発生してすぐ調査し、それ以降危険だと判断されたものについては、ブロック塀にトラロープを張り、立て看板を立て必要であればコーンを立てる等、近づかないよう対応したところである。 	
	111	不登校児童・生徒図書館等活用推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 不登校などフリースクールや教育支援センターに通う児童・生徒を対象に、県立図書館職員や県教育センター指導主事の支援を受け、市町村公立図書館で調べ学習や読み聞かせ体験、司書体験を通じて自己有用感や社会性などを育む事業。 	<ul style="list-style-type: none"> この事業に131人の児童生徒が参加したとあるが、取り組んだのは何校か。 どのような成果があり、今後拡大する可能性はあるのか。 活動ハンドブックはHPに掲載されているのか。 とにかく学校に近づくことが登校につながる。いろいろな所で取組がされているので、有効活用できる一つの手法として、今後も積極的に皆さんに周知していただきたい。（要望） フリースクールに応募している方々も、児童を学校に戻すための手段であれば、いろいろな支援に手を出せると思うので、ぜひ教育委員会で進めていただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校数の内訳は大分市など12市町の小学校23校、中学校54校の計77校。 成果と効果は、H30の追跡調査では事業に参加した約73%の児童生徒が部分登校や完全登校につながったと報告あり。事業終了後の今年度も13市町の市町村立図書館で同様の取組が実施されている。要請があれば、図書館職員や教育支援センター指導主事の派遣を行いたい。 H28に作成した不登校対策支援図書館活用ハンドブックは、各学校や各市町村教育委員会の担当課、教育支援センターに配布。HPへの掲載は、作成当時はHP等に掲載していたが、HPのリニューアルに伴い外れていた。改めてHPに掲載し周知を図っていきたい。 	
	112	学校保健費（児童・生徒の歯と口の健康促進事業費）について	<ul style="list-style-type: none"> むし歯予防対策は、歯磨き指導、食に関する指導、フッ化物の活用の三つで取り組んでいる。 本県の12歳児一人当たりの平均むし歯本数は1.4本（H30学校保健統計調査）と全国ワースト2位で効果的なむし歯予防対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 2年間の実施で教職員、保護者に対し説明会を実施したと思うが、毎回、しっかり行われているのか。 市教委によっては段々慣れてくる中で説明会が非常に形骸化している所もあると聞いている。その辺のチェックはどうなっているのか。 保護者がフッ化物洗口実施の判断をするために必要な、メリット、デメリットは公平・公正な説明がされているか。 実施の判断は保護者と子どもがするのか。 最近あまり聞かなくなったが、以前フッ化物洗口に関わる事故、異物の発生・混入や、フッ化物洗口による班状歯について、これまでの例も含めてメリット・デメリットの説明をしているのか。 薄めると言っても薬である。薬を扱っているという意識を学校現場や教育委員会の人が果たしてどの程度持っているか。そのチェックはどうなっているのか。 薄めたものとはいえ、フッ化物洗口は薬を扱っているわけだから、私は医療行為だと思っている。当然、医療行為なので教育活動ではない。今後、教職員の働き方改革等で見直す中で、これが教育活動でないとすれば、これは大きな見直しの対象になっていくと思うので、一つ検討いただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> フッ化物洗口の実施にあたっては、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の趣旨に基づき、市町村教育委員会や学校歯科医等と連携し、新たに導入する学校の保護者や、既に導入している学校の新入生の保護者を対象に参加しやすい日時を設定し、質疑応答の時間を設けながら、丁寧に説明を行っている。 説明が形骸化している例があるということだが、市町村教育委員会等と常に連携をして説明会をしている。形骸化のないように今後も引き続き連携を図っていきたい。 説明会では、将来のむし歯予防効果のメリットだけでなく、万が一、誤って一度に大量に摂取した場合は、腹痛や嘔吐などの症状が現れる可能性などのデメリットも説明している。また、説明会に参加できない保護者にも後日、資料を配付している。 説明会の後、保護者から同意書の提出があった児童・生徒に対してのみ、フッ化物洗口を実施している。よって、実施の判断は保護者が行っている。今後も、歯みがき指導、食に関する指導、フッ化物の活用の3本柱によるむし歯予防を進め、安全・安心なフッ化物洗口と小中学校全学年の導入に向けて、市町村や歯科医師、薬剤師等と連携した取組を丁寧に進めていく。 これまで異物混入事案は平成27年度に1件、平成29年度に5件、今年度は3件発生している。内容はカビ、鉄さび等の混入事案、もしくは糸くず等の混入事案が発生である。この事案については丁寧に説明するように努めており、県として万全の対策を講じている状況である。 薬を扱っているという意識については、各学校の教職員に対してもフッ化物洗口の研修会を丁寧に実施している段階。薬を扱うことについては徹底して教職員の意識を高めていきたいと考えている。 学校におけるフッ化物洗口においては、学校保健安全計画に位置付け、学校における保健管理の一環である健康診断の事後措置として実施している。したがって、各市町村と学校が連携して実施時間帯や方法を十分協議しながら、今後も取組を進めていきたい。 	
113	学校防災教育推進事業費（子どもの命を守る学校防災強化事業費）について	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震など深夜・休日等に発生した災害で、教職員や児童生徒の安否確認、施設等の安全点検の対応に課題がある。 沿岸地域とそれ以外の地域で防災意識に差が見られるなど、学校が作成する危機管理マニュアルの水準が一定でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、台風や集中豪雨のような自然災害が増加しているが、それらに対する防災教育にどう取り組んでいるのか。 今後の取組の見通しはどうなっているのか。 管理職の家が学校から遠いため、災害時に子どもよりも管理職が遅く学校に来た事案があったと聞いている。そのような報告は県に入っているのか。 教職員の広域人事のために、学校で何かあった時に、子どもたちだけが学校に残ることが考えられる。あらゆることを想定しながら防災教育を進めてほしい。人事と防災教育とで考え方の違いがあるが、今後配慮してほしい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう実践的な防災教育を推進。具体的には、防災教育推進教員（防災教育コーディネーター）を中心に計画を立て、社会や理科、保健体育などの教科や特別活動などの学習を通じ、防災減災に必要な知識を養う。 外部の専門家の協力を得ながら、抜き打ち訓練や停電などを想定したより実践的な防災訓練にも取り組む。児童生徒が自ら危険を予測し回避できる能力を身に付けるため、地域の災害リスクを調べた防災マップを作成し、台風や水害など進行型災害に有効な段階を追った防災行動計画を活用した授業を多くの学校で実施する。主体的・体験的な学習を通じ、より実践的な防災教育を推進する。 県教育委員会ではそういった事例を把握していない。 		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	114	施設整備費（県立学校施設整備事業費）について	<ul style="list-style-type: none"> 第三次大分県特別支援教育推進計画では、現在の聾学校の敷地内に一般就労を目指す生徒の職業教育充実のための本県初の高等特別支援学校、喫緊の課題である大分市内の教室不足解消のために、知的障がい特別支援学校の新設、また、盲学校と聾学校を同一敷地内に設置する計画としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 盲学校、聾学校の工事が進められているが、これ以降の事業の着工予定等が未だに明らかになっていないことに、関係する学校関係者・児童生徒・保護者は不安を感じている。現在の進捗状況はどうなっているか。 これからの見通しを明らかにするべきではないか。 大分市内の支援学校では、児童生徒の増加に伴い、様々な問題が起きている。具体的には大分支援学校でのスクールバスに乗れない子がいる、給食等で調理が大変になっている、支障が出ていると聞いているが、現状と対策についてお聞きしたい。 第三次特別支援教育推進計画は昨年2月に発表された。一番驚いたのは、これを2022年までの5年間でやること。今、盲学校、聾学校をやっているが、今後、別府支援学校の再編、南石垣の建替え、大分の知的支援学校の新設、高等特別支援学校の新設がある。あと3年半でこれを行うのは無理ではないか。（再質問） 5年以内にやれという意味ではない。校舎の建替等があるから、予算の獲得というは大変だと思う。来年中間見直しをすると明記されていたが、これからのスケジュール的なものは、別府の子どもや保護者はいつになるのか、入学時にこの学校で卒業できるのかと心配している。来年の中間見直しの時に、具体的なスケジュールの見直しも含めて、もっと具体的に明記すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度は、盲学校の敷地内に新設する盲学校及び聾学校の共用寄宿舎の工事に着工するとともに、聾学校の校舎、高等特別支援学校の校舎の実施設計に着手している。また、安全・安心な給食を提供するための環境整備として、中津支援学校に自校式給食の施設整備に着手している。 今後の見通しとして、別府地区の特別支援学校については、大分地区の再編整備の進捗状況等を踏まえつつ、教育課程の編成に向けた準備など、子どもたちの障がいの状態に応じた教育の充実、十分な広さのある運動場や体育館の整備等の観点から検討を進めていく予定である。 大分支援学校は佐賀県方面と戸次方面の2台のバスを保有している。このうち、戸次方面は定員35名に対し希望者39名と4名オーバーしていたが、1学期開始前に学校がタクシー会社と契約し、4名を送迎するよう対応した。その後、4名が自力通学可能となり、現在通学に支障はない。自力通学ができない場合は、再度タクシーを活用することとしている。 大分支援学校のバスには、補助席にシートベルトがなく対応を協議してきたが、バスの改造に長期間を要することから、改修を見送っている。給食については、作業手順や献立を工夫しながら調理を行っている。今後支障が生じる場合は、厨房機器の更新等を学校と協議する。 計画については、5年間を案として示している。進捗状況に応じて変更が生じる可能性もあると受け取っていただきたい。 一つ一つステップを踏みながらきちんと整備をしていくのがこの5年間の計画だということ御理解をいただきたい。計画が出れば次はいつやるのかと考えるのは当然だが、今の状況では、計画を立てた時から諸物価が高騰し、人手不足等もある。やり繰りしながら、なんとか計画内でできるように考えている。この時点で決めてもまた次の対応、計画変更にもなるかもしれない。この5年間の枠組みを示していることで御理解をいただきたい。 今、大分市でやっているが、一定の目処をつけてから、次は別府をきちんとやっていきたいと考えているので、御理解いただきたい。 	
	115	地域スポーツ活性化推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 本県成人の定期的なスポーツ実施率は国の平均と比較して低い状況にあり、職場・地域・家庭において、それぞれのライフステージに応じ取り組むスポーツ環境の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツ活性化推進事業の事業内容に、商業施設等におけるスポーツ体験イベント等の実施とあり、平成30年度に3回実施されている。具体的な実施場所、スポーツの種類、参加者数等について、内容の詳細説明をお伺いしたい。 スポーツ人口の拡大は、健康寿命日本一につながる。若い頃にスポーツをすることは、老後の健康を保つ貯金になるので、引き続き強化・継続に頑張してほしい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設等でのスポーツ体験イベントは、スポーツ実施率の低い働く世代や子育て世代を対象に、別府市のトキハ別府店、佐伯市のトキハインダストリー、大分市のパークプレイスの3か所で実施。内容は、握力、長座体前屈、血管年齢等の測定（参加者が個々の健康状態や課題を把握）と、フライングディスク、卓球、バレー等の軽スポーツ体験（運動の必要性、体を動かすことの楽しさを体感）を地域の総合型地域スポーツクラブ等と連携して実施した。参加者は、別府市約100名、佐伯市約200名、大分市約800名。本年度からは、実施主体を各総合型クラブとして、県内全域で同様の体験ができるように取り組んでいる。 	
	116	チーム大分強化事業（おおいシンボルスポーツ創出事業）について	<ul style="list-style-type: none"> 大分国体での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、2020東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019等の各種国際大会において本県選出選手の活躍に期待が高まる中、選抜チーム・選手の効果的かつ多様な育成・強化が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 国体について、今年度目標千点には至らなかったとの報告があったが、中止された競技もあり、状況としては千点超えも可能であったと聞いている。これは30年度事業の成果といえると思うが、点数が伸びた競技の状況や今後の課題等が分かれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の福井国体は天皇杯順位21位、974.5点。今回の茨城国体では23位、921.5点。千点には約70点届かなかったが、台風の影響により高得点が期待されたボート競技が中止となった。活躍が期待された競技の敗退もあったものの、我々の予想以上に活躍した競技もいくつもあった。 これまでの取組成果は、高得点が獲得できる団体競技の強化を重点的に行った結果、団体競技の得点の獲得競技数、そして得点数ともに昨年度を超えている点があげられる。引き続き重点的な強化に取り組み、来年の鹿児島国体では千点を目指して頑張っていきたい。 	
	117	地域の高校活性化支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行に伴い、生徒数のさらなる減少が見込まれる中、地域の高校については地元で信頼され、生徒から選ばれる魅力ある学校づくりが喫緊の課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 総欠員数198人から132人に減少し、一定の成果があったと思うが、日田三隈高校の実施事業を教えてください。 成果の要因をどのように見ているのか。 日田三隈高校は、今年度から定員が20人減となっている。成果が出ているのに定員が減るのは、中学校卒業生の定員減が原因なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校魅力化・特色化プロジェクトは、地域の人材を活用した問題解決型、あるいは地域の特産物等を活用した商品開発等を実施。16校採択し、各学校でそれぞれ独自の取組を行った。 日田三隈高校では、総合学科の特色を活かした様々な学習を行い、その成果を結びつけて商品を開発。地域で販売活動を行うなど、地域と連携した取組を広めていった。 成果があったにもかかわらず35人学級を導入した経緯は、委員御指摘のとおり、地域の生徒数が大きく減少したためである。 	
	118	⑧ 部活動地域人材活用事業について	<ul style="list-style-type: none"> 教員の多忙化や担当する部活動が専門外であることによる精神的負担が深刻な問題となっている。 負担解消のため、高いスキルを持つ外部指導者の確保及びチーム学校のスタッフとして、研修の充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動名及び活動内容について指導者研修を実施しているところがあるが、どの程度の研修を経て配置されているのか。 安全管理や体罰についてのチェック機能があるのか。また、指導力向上研修をやっていると思うが、指導の評価をする体制があるのか。 部活動はあくまで教育の一環ということであることから、校長を中心にしっかり教育として部活動をやっていただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修は外部指導者を対象としている。安全管理や体罰防止を含む指導力向上研修を、昨年度は1回実施している。今年度は2回実施予定である。 部活動の振興に対して学校全体で取り組むことにしている。外部指導者の評価並びにチェックについては、学校長がリーダーシップを取って状況を的確に把握し、指導すべきことがあればしっかりと指導していく体制を取っている。 	
119	日本遺産認定推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、文化財の魅力を活かした観光振興・地域活性化が進められているが、市町村の枠を超えて広域的に連携し文化財の魅力を発信する取組が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分県は三つの地域が認定され九州最多とのこと。文化財の整備が進んでいると思う。中津市も「やばけい遊覧」として認定を受けたが、その効果が見えにくい部分がある。今後の課題の中に、認定自治体に対する継続的支援、活用とあるが、具体的にどのような支援、活用を行っていくのか。 日本遺産周遊ツアーを行う計画とのことだが、これからは各自治体でしっかりと日本遺産に関する取組をやっていくべきだと思う。県としてできることは、県下で認定されている三つの日本遺産の連携である。しっかりと文化財をブラッシュアップしながら、大分県内での日本遺産のつながりを持って、いろいろな活用をしていただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産認定自治体に対する支援について、今年度策定する大分県文化財保存活用大綱（仮称）の中で、日本遺産、文化財の保存・活用として、地域と連携し日本遺産や文化財をしっかりと知ってもらうことから始めていきたいと考えている。また、来年度には日本遺産周遊ツアーとして中津、玖珠地域を検討しているところ。また、日本遺産子どもガイドや文化財愛護少年団と各地域の文化財を盛り上げていくために、県下の子どもガイドと愛護少年団を集めた交流会を11月に行うこととしている。 		

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	120	記録保存修繕費（特別天然記念物カモシカ特別調査事業費）について	・ニホンカモシカは日本固有種で、ウシ科偶蹄目のヤギに近縁の種である。九州では大分県祖母・傾山一帯のほか熊本・宮崎両県に渡る九州山地に分布しているが、大分県版レッドデータブックでは絶滅の危険が増大している種として登録されている。	・この事業の成果がよく分からないが、単年度事業なのか。この成果に基づいて今年度も事業が行われているのか。 ・カモシカが県内にいるという結果が出たのか。もしくは、動態調査の結果として捉えられたのか。 ・平成30年度と令和元年度の2年間か。それとも29年度と30年度か。	・特別調査を2年間行い、今年度取りまとめ年である。今年度はカモシカの生態調査を行う。カメラを設置して、どの地域に生息しているのか、繁殖しているのかなどを調査し、報告書をまとめる計画である。 ・現在、調査結果をまとめている段階。調査は糞塊調査やDNA鑑定などを行っている。詳細については、その結果を待ちたい。大分県、熊本県、宮崎県の3県にまたがる調査であり、最近、目撃報告もあるようだが、その報告もしっかり見た上で報告書の取りまとめを行いたい。 ・昨年度（平成30年度）と今年度（令和元年度）の2年度で、今年度に報告書の取りまとめを行う計画である。	
	121	⑧ 体力アップおおい推進事業費について	・児童生徒の体力は向上しているが、「全国体力・運動能力、運動週間等調査」において全国平均を下回る項目があることや、運動する子としない子の2極化が問題となっている。	・事業の活動指標、指導者の派遣数が29年度は26名、30年度は16名と減少しているが理由は何か。 ・実際に派遣された方が学校現場で授業されると思うが、その授業の中で何か課題はあったのか。 ・自分も体育の教員を5年ほど務めていたので分かるのだが、特に武道・ダンスは、なかなか日頃ふれあう機会のない種目なので、専門的にしていた方と、ただ免許を取るために授業を受けた方とでは安全性も専門性も全く違ってくる。ぜひ活用しながら進めていただきたい。（要望）	・指導者の派遣は、武道及びダンス事業の指導充実及び教員の資質向上の観点において、指導者を派遣し、武道・ダンスの専門的に指導ができる地域人材を活用した指導者の派遣ある。 ・29年度は76.5%、30年度は47.1%と減っているが、29年度までは複数の方々から依頼していたが、30年度は一人の者が複数地域に派遣されたことによるもの。 ・学校現場では、保健体育の教諭と武道・ダンスを専門的に指導する地域人材とが連携し、体育授業の推進に取り組んでいる。これにより保健体育の教諭に対しても指導力の向上が図ることができ、子どもたちにも武道・ダンスの特性に触れる授業ができたこと聞いている。	
	122	いじめ・不登校等未然防止対策事業について	・いじめ・不登校の問題は、児童生徒が安心して学校生活を送る上で重要な問題である。いじめや不登校の問題が起きる背景や原因は複雑・多様化していることから、児童生徒の居場所・絆づくりと、未然防止対策を進める効果的な学校体制づくりが課題となっている。	・学校問題対応スキルアップ研修会といじめ対策連絡協議会の内容について詳しく教えてほしい。 ・いじめが発生したら県教委への報告は校長先生が行うのか、それとも教諭からも直接報告ができるのか。 ・いじめ問題について、県教委の指導に対して、学校現場は動いているのか疑問がある。学校の対応に対して不信感が強い保護者がいる。県教委の指導が学校にしっかりと伝わるように工夫していただきたい。（要望）	・学校問題対応スキルアップ研修会は、毎年度約400名の教職員が参加し、教育相談コーディネーターや生徒指導主任等の実務者を対象に行っている。いじめが深刻化・長期化しないため、いかにいじめの認知をしていくのか、学校の対応能力を上げるための研修を実施している。 ・いじめ対策連絡協議会は、重大な事案に対しては教育委員会だけで対応することが難しいケースに対し、福祉・警察・医療等の関係機関と年3回連絡協議会を開催している。1回目は各地域での連絡協議会を実施して各地域の報告を受け、いじめ防止につなげている。 ・いじめが発生した場合やいじめと疑われる時に報告がある。 ・校内で組織的にいじめに対応することが大切。各学校ではいじめの有無に関わらず、情報共有のため、いじめ対策委員会を定期的に開催している。校内で組織共有を図り、事案があった場合は学校として県教委へ報告がくる。	
	123	おおい学生県内就職応援事業について（商工労働部雇用労働政策課）	・大学等進学者の多くが県外企業に就職し、人口の社会減の大きな要因になるとともに、本県の強みであるものづくり産業の将来を担う人材の確保が困難になっている。	・この登録制度は県内就職に特化し、卒業した学生が郷土愛、母校への愛、後輩に対する指導など関係をずっと保っていくことを含めても大変大事な制度だと思っている。最近では、東京の大分県学生寮のOBを中心としたNPO法人が設立され、学生のUターンに関するシンポジウムを開催するなど、大変な活躍がなされている。 ・29年度から30年度にかけて登録数が2割伸びているが、この事業に対し、学校がどのように関わっているのか。	・県立学校では就職のみならず、県外に進学する子どももたくさんいる。その進学先は全国各地に広がっていることから、県内企業情報を提供していくことは大変重要だと認識している。実際、夏の進路説明会で高校2・3年生を中心に、この登録制度について説明している。提供する情報の内容についてもパンフレットや実際のホームページ等も見せながら伝える学校もある。 ・保護者にも周知した上で、子どもたちと大分県のつながりを強化することで、登録率100%を目指して、しっかり取り組みたい。	
	124	⑨ 小学校英語教育推進事業費について	・令和2年度からの小学校高学年での英語の教科化に備え、指導力の向上を図るため、小学校教員に対して研修などを実施。 ・臼杵市の中学校で習熟度別の英語の授業を拝見したが、ジャパニーズ・イングリッシュで授業が行われていた。	・これから国際社会では、英会話能力が大事と思う。小学校英語教育推進事業費は予算額128万1千円に対し、決算額98万9千円である。小学校には英語専門の先生がいないことから、今後そういう方々を入れると聞いている。小学校の先生が英語の発音の指導までできるようにこの事業でやろうとしているのか。小学生は大事な時期だと思うので、そのスタートの時期にどのような教育をしているのか伺う。 ・聞きたいのは日本語英語ではない本当の英語を授業で教えることができるのかということ。教員だけではなく、例えば民間と一緒に授業を行うなどもあると思う。APUもあり、県内には、アメリカ、イギリス、カナダ国籍など多くいる。総合的な学習の時間も含めて、本当のきれいで流暢な英語を喋れる人と関わった方がよいと思うので、指導の仕方を大学と研究をして成果が上がるようにしてほしい。	・来年度から小学校5・6年生において、英語が教科化されるということもあり、小学校の教員に対する研修の充実を図っている。平成26年から30年までの5年間に、中央研修に17名を派遣し、まずは英語教育の推進リーダーを育てた。さらに、推進リーダーが中心となって、研修を平成27年度から行っており、現在のところ、小学校1校につき1名以上となる357名の推進教員を育成している。小学校に限らず、中学についても、英語によるやり取りの中で英語の力を育てていく授業改善を求めているところ。 ・小中学校においては、各市町村で雇用しているALTをもう少し有効活用し、授業に取り込んでいけるようにしたい。ALTの知恵も借りながら、必然性のある言語活動を通して、英語力が身に付くよう授業の改善を進める予定である。	
	125	小学校・中学校・高等学校の給与費等について	・小学校費、中学校費、高等学校総務費などで教職員の給与費が支払われている。 ・会計年度任用職員が令和2年4月から導入される。	・正規・非正規の人数・給与額・ボーナス・交通費や健康保険などの待遇の説明をしてほしい。 ・会計年度任用職員制度導入後はどう変わるのか。具体的に説明をお願いしたい。	・小学校は4,566人のうち、正規職員が4,034人、臨時職員が532人。中学校は2,595人のうち正規職員が2,276人、臨時職員が319人。高等学校は2,343人のうち正規職員が2,055人、臨時職員が288人。給与費は小学校403億2,355万4千円のうち正規職員が377億7,969万円、臨時・非常勤職員が25億4,386万3千円。中学校は238億1,362万円のうち正規職員が222億4,636万円、臨時・非常勤職員が15億6,726万円。高等学校は222億2,599万円のうち正規職員が205億8,333万6千円、臨時・非常勤職員が16億4,265万4千円。期末勤勉手当は、正規職員及び臨時職員に支給。通勤手当は、正規職員及び臨時職員に支給、また、一部の非常勤職員に通勤に係る費用弁償を支給。正規職員は公立学校共済組合に加入、臨時職員及び非常勤職員は社会保険制度を適用。 ・令和2年4月からの会計年度任用職員については、任期が6月未満等の者を除き、期末手当を支給する。また、全ての会計年度任用職員に対して、通勤に係る費用弁償を支給する。臨時的任用職員については、正規職員と同様に給料及び期末勤勉手当、退職手当等の各種手当を支給する。以上が会計年度任用職員等の地公法の改正後の概要である。	
	126	特別支援学校ICT活用支援事業、県立高校ICT教育基盤整備事業費について	・子どもたちの障害種別や程度に応じたきめ細かな指導に有効なタブレット型端末の効果的活用に向け、特別支援学校教員の指導技術の向上を図るとともに、幼児児童生徒や保護者に対する活用支援を図る必要がある。	・教育のICTの活用はメリットがある一方、デメリットや心配な点もある。使いすぎが子ども達の視力、知能、言語能力、社会性、感受性の低下に結び付くことも考えられる。電子機器が家庭でも普及し、電磁波ががんや小児性白血病などのリスクを高めるとWHOなどから指摘もある。ゲームの依存症も大きな問題。高校への電子黒板やタブレット配置も決まり、マイナスの影響やリスクに対しての対応、配慮した使い方をどうするのか教えてほしい。	・文科省の平成24年調査では、ゲームなどを含め、ICT機器使用による健康面への影響として、視力低下やドライアイ、姿勢の悪化が懸念されるとある。それを受けて25年に児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを作成し、電子黒板の文字の見やすさ、カーテンによる映り込み防止、児童生徒の姿勢に関する指導等に配慮することを示し、配慮事項を学校現場に指導しているところ。実際に電子黒板配置の際には、教育財務課職員が学校に行き、配置の仕方やカーテンを開めた方がよいなど指導を行っている。 ・ゲーム依存症等は、ネットトラブル・情報モラル出前授業等を実施し、児童生徒、保護者に対し家庭内ルール作りを呼びかけている。	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
警察本部	127	平成30年度決算におけるビデオカメラのリースや購入等の件数及び金額について	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に、別府警察署ビデオカメラ設置事案が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の決算でビデオカメラのリースや購入等の件数及び金額はいくらか。 ・刑事訴訟法の改正により、取調べの録音・録画が可能となったが、そのための設備の改修や金額、取調官の研修などはどうなっているのか。 ・ビデオカメラの関係だが、借上げが36台でリース契約以外もあると思う。現在どれぐらいの台数保有しているのか。 ・昨年度ビデオカメラを使用した事件数及び検挙数について教えてほしい。 ・この場での答弁を控えるというのは、この場以外であればいいのか。 ・個人の状況など具体的なことは聞いていない。刑法犯認知件数や高齢者の交通事故などは具体的な数字が出している。強いて言えばこれも個人情報ではないか。同じように考えれば、どういう形で使われているのか答えられるのでは。検挙数も含めて再度答弁を求める。 ・数年前の別府署の隠しカメラ問題が端を発している。県警としてしっかり再発防止のため研修等やっていると話を伺った中で、ビデオカメラ等を使用する時は上司からの指導指示がなければ使用できないと確認できているので、それを守って不法なやり方とならないように強く要望する。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度決算における捜査活動用ビデオカメラのリース及び購入の件数及び金額について、借上げは7件で36台、金額は293万1,120円。購入はない。 ・令和元年6月1日から取調べの録音・録画制度が施行され、同制度に適切に対応するため県警では平成24年度から、録音・録画装置を県下全警察署に計画的に整備し、現在32台を配備している。昨年度は3警察署に3台の装置を更新整備し、支出金額は397万8,720円。 ・同制度に適切に対処するため、捜査の要である刑事課長等を対象にした研修をはじめ、実際に取調べを担当する職員を警察学校に入校させ教養を行い、担当職員が各警察署を巡回し、全警察職員に対する指導教養を実施している。 ・大分県警察が保有しているビデオカメラは179台。また、借上台数は9月30日現在で34台。 ・事件の個別案件については、関係者のプライバシーや名誉に関わるものであり、今後の捜査に支障を及ぼす可能性もあることから、件数等はこの場では控えさせていただきたい。 ・具体的に使用した事件の数や、ビデオカメラを使用してどれぐらい検挙したかを表に出すと、刑法犯認知件数の中で捜査の手の内を明かすことになる。また、それ以外について使用してないことも明らかになる。その意味で、実際に使用した事件数や検挙数を明らかにすることとなり、カメラの使用状況や捜査の手の内を明らかにしてしまうことになるため、大変恐縮ながら答弁を差し控えたい。 	
	128	自動車運転免許事務費(認知症等早期発見支援事業費)について	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、交通事故発生件数、負傷・死亡数ともに減少しているが、高齢者が関与した事故が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等早期発見支援事業では認知症等によって、免許更新ができなかった事例はどれくらいあるのか。 ・認知症の方に対しての各種の施策の紹介などはどうしているのか。 ・高齢者の交通事故が大変多いためアクセルとブレーキの踏み間違い安全装置が市販されているが、それに対する警察の認識について教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に認知機能検査を受けた高齢運転者は2万5,303人。そのうち認知症が疑われ、最終的に運転免許証を自主返納した人は214人。免許証を更新しなかった人は68人。運転免許証の取消処分を受けた人が3人の合計285人が運転免許を更新していない。また、統合失調症、てんかんなど一定の病気に患により、運転免許の取消処分を受けた人は59人。 ・運転免許証の自主返納や更新をしなかった人に対し、直接医療機関や地域包括支援センターを紹介するほか、自主返納に伴う自治体の支援を紹介するなどの支援を行っている。 ・アクセルとブレーキの踏み間違い安全装置については、国土交通省が後付けの安全装置について、安全装置の性能評価制度を昨年4月に作っている。また、大手のメーカーにも要請しているが、取付けが一部の車種の限られる等の問題があり、県警察としては国の動向を注視している。後付け装置ではなく、自動ブレーキがついた車や安全装置が付いた車(サボカー)や踏み間違い防止装置が付いた車の購入を推奨している。 	
	129	一般警察活動費(子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業費)について	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪多発地域を中心とした街頭防犯カメラの設置支援を行っている。 ・街頭防犯カメラの運用は、県がガイドラインを設け目的外利用の禁止、場所や範囲、カメラを設置していることの表示、画像の適正な管理、第三者への提供の制限等が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度実績として、どの地域にカメラを設置し、管理はどのようにしているのか。 ・各地区と県警との連携方法を教えてほしい。 ・自治会の設置要望に応じてカメラを設置すると思うが、自治会としての要望は、その時どういう状況なのかを把握し、非常時にいち早く気づくことだと思う。自治会だけで管理して、映像が公民館にしか届かず、自治会がずっと画面だけで見守ることがよいのかと非常に疑問がある。カメラを設置した方々からは、さらに上手く連携ができないかとの要望はないのか。なにか聞き取ってあれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度のカメラの設置状況は、10地区81台を設置している。設置地域は、大分市4か所9台、由布市1か所5台、日出町5か所67台。子どもの通学路を中心に設置している。 ・カメラの管理は設置主体である自治会や協議会等が行う。県警察は各地区の自治会に対して、子どもの見守りを含めた防犯対策に活用するように指導している。運用については、県のガイドラインに沿って運用が行われるよう設置者に働きかけを行っている。 ・カメラの運用に対する地区の要望だが、県がガイドラインを設けており、その中には目的外利用の禁止、場所や範囲、カメラを設置していることの表示、画像の適正な管理、第三者への提供の制限等が規定されている。それを指導をして運用者が管理しているところ。各警察署に個別に相談があると思うが、それは個別に警察署で対応している。 	
	130	一般警察活動費(空き交番・県民安全相談対策事業費)について	<ul style="list-style-type: none"> ・交番相談員及び警察安全相談員を配置し、交番に勤務する警察官の所外活動に伴う不在状態を解消し、届出や相談に迅速的確に対応することを目的に配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交番相談員を配置することで、交番に空き時間を作らない取組と解釈して良いのかを確認したい。 ・30年度実績として、交番の空き時間を作らないことがどの程度できたのか。 ・警察安全相談員の配置と相談件数等の取組成果について教えてほしい。 ・空き交番の対応については、19交番で解消できているとの報告だったが、全体的に解消していくために今後どれくらい取組が必要なのか。また、どういう計画をもっているのかを教えてください。 ・見回りに出ることは大切で必要なことだが、それにより交番が不在になり、尋ねたが対応できない、電話では要領を得ないケースもたくさんある。全ての交番で不在がないように工夫してほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、地方公務員法に定める一般職非常勤職員である交番相談員をそれぞれ交番に配置しているもの。交番相談員は、交番に勤務する警察官の所外活動に伴う不在状態を解消し、届出や相談に迅速的確に対応することを目的に配置している。 ・現在、交番相談員は県下5署19交番に20名を配置している。平成30年中の交番相談員の取扱件数は、総合計で2万3,118件。主な取扱は、警察安全相談受理、遺失・拾得物受理、地理案内等である。交番相談員の1月の勤務日数は18日で、配置交番の日中における不在状態は解消できたと考えている。 ・警察安全相談員は、現在七つの警察署に合計8名を配置。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ヤミ金融及び悪徳商法に関するもの、スーカー・DV・恋愛感情のもつれに起因する男女間トラブルに関するもの、交通取締要望、交通事故に関するもの等の相談のほか、日常生活の中で生じるトラブル等多様な相談に対応している。 ・平成30年度に県警察に寄せられた相談件数のうち警察安全相談員が対応したものは1,253件。今後も県民からの各種相談に迅速・的確に対応し、県民の安全・安心の確保に努める。 ・32交番中13交番は交番相談員が配置されていない。今後も配置については、管内の人口流動や地理的状況、事件事故の取扱状況、交番員の勤務態勢、不在交番の状況等を勘案しながら、必要に応じて検討していきたい。 ・県下で50数%、九州管内ではほぼ平均で配置されている。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
	131		交通指導取締費について	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点での通行方法は、様々な規定が設けられており、交差道路の優先関係を正しく理解することは重要であるが、守られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも様々な会議の場で、交差点における交通ルールが的確に理解されていないのではないかと考えてきたが、県警の見解について伺いたい。 ・平成30年度の指導において、交差点の通過ルールについて何か具体的に取り組んだことがあれば紹介してほしい。 ・交差点に差しかかったところで、お互い譲ってくれたと思って進行したら事故を起こすことがある。どちらが優先だとお互いに共通理解があることが重要。毎朝近所の交差点で児童の登校指導を行っているが、危ない車に出くわすことが多々ある。もっと的確に伝わるように指導をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機のない交差点の通行方法は道路交通法によって規定されている。道幅が同じような道路の交差点では、左方からくる車があるときはその車を妨げてはいけない、交差する道路が、交差点においても中央線が設けられている等の優先道路であるとき、その道路を進行してきている車の進行を妨げてはいけない、交差点又はその直近で歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない等、様々な規定が設けられている。交差道路の優先関係を正しく理解することは重要であり、運転免許の取得時には、全てのドライバーに取得要件として、正しい知識を身に付けさせている。 ・運転免許の更新時講習では時間の制約があり、交通事故の発生状況を踏まえつつ、必要に応じて交差点事故を含む交通事故の特徴や運転者の基本的な心構えなどについて、改めて視聴覚教材等を活用して講習を行う。 ・平成30年度は、横断歩道における歩行者優先の徹底が不十分であり、歩行者が犠牲となる交通死亡事故が多発したことから、交差点通行方法の一つとして、横断歩道での交通ルールの遵守と交通マナーの向上に重点的に取り組んだ。今年度も引き続き最重点としている。 ・引き続き、交通指導取締りや各種講習等の機会を利用して、交差点における正しい通行方法等基本的な交通ルールの周知徹底に務める。
警察本部	132		警察活動費（職員の超過勤務の現状と働き方の改革）について	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察では、心身の健康維持、士気の高揚、人材確保、女性職員の活躍推進の観点から、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方改革を積極的に推進し、業務の合理化・効率化、勤務開始時間の繰上げ・繰下げ、連続休暇の取得促進などの取組を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察職員は平日・休日問わず時間外勤務がかなり多いのではないかと思う。特に、大きな事件事故、災害等あった時などに苦労していると思う。30年度は働き方改革により時間外勤務など、条件整備はどの程度改善がなされたのか。 ・県内でも、ラグビーワールドカップ等の大型行事が多いと思うが、時間外勤務手当や休暇等、制度面での改善はどの程度進んでいるか。 ・様々な取組の中で超勤時間が少しづつ少なくなっているが、平均28時間なので、おそらく多い人も少ない人もいる。少しでも均等に超勤時間が短くなってほしいと思う。超勤手当は別途計上とのことだが、今回の決算の中ではどこに、いくら計上されているのか教えてほしい。 ・県民が安心安全で暮らしていくためには、警察の活動が今後益々大事になってくると思う。若者が警察官になって皆のために働きたいと思えるような魅力ある警察活動、職場にしていきたいと思う。また、今いる警察の皆さんが元気で活躍できるように、今後も職場環境の改善、働き方改革に力を入れていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県警では、職員の心身の健康維持及び士気の高揚、優秀な人材の確保並びに女性職員の活躍推進の観点から、仕事と私生活をともに充実させるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方改革を積極的に推進し、業務の合理化・効率化を図るとともに、勤務実態にあわせた勤務開始時間の繰上げや繰下げ、連続休暇の取得促進、職員の意識改革等の取組を進めている。 ・こうした取組を推進した結果、平成30年度の警察職員一人の一月当たりの時間外勤務時間数は約28時間で、前年度比約7時間と減少。一人当たりの年次休暇取得日数は11.6日で、前年比0.9日と増加。一定の成果を挙げている。 ・現在行われているラグビーワールドカップ日本大会等大規模イベントにあたっては、警備に万全を期す必要があるため、時間外勤務が増加することはやむを得ない。したがって、同大会における時間外勤務手当の予算を別途確保し、当該手当の適正執行を図っているほか、同大会が終了した後は、休暇の積極的な取得を図ることとしている。今後とも、業務の合理化・効率化をはじめ、働き方改革をより積極的に推進し、県内の治安水準を落とすことなく、全ての警察職員にとって働きがいのある職場環境づくりの構築に努める。 ・超過勤務手当は、事業別説明書の352ページの第2項警察活動費第1目警察活動費の一番上、事業費支弁給与費1,332万7千円の中に計上している。